
第二次阿武町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

阿 武 町

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

- 1 人口の推移・合計特殊出生率の推移・・・・・・・・・・ 4
- 2 出生数の推移と推計児童数・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 未婚率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 子育て家庭の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 アンケートからみる町の状況・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 子ども・子育て支援法に基づく計画の事業実績と実施状況について

- 1 地域子ども・子育て支援事業の実績について・・・・ 23
- 2 基本施策の実施状況・評価・・・・・・・・・・・・・・ 24

第4章 課題のまとめ（現状に対する今後の方針）・・・・・・ 32

第5章 量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容・・・・・・・・ 34
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 35

第6章 計画の概要

- 1 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 2 目指す取組の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第7章 施策の具体的な展開

- 1 結婚の希望を叶えるための支援・・・・・・・・・・・・・ 40
- 2 妊娠・出産の希望を支えるための支援・・・・・・・・・・ 41
- 3 安心して子育てできる環境づくり・・・・・・・・・・・・・ 44
- 4 仕事と家庭生活との両立支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 5 子どもと子育てにやさしい社会づくり・・・・・・・・・・ 49
- 6 困難を有する子どもへの支援・・・・・・・・・・・・・・ 51

第8章 計画の推進

- 1 計画の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 2 関係機関との連携・協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 3 計画の実施状況の点検・評価・・・・・・・・・・・・・・ 52

資料

- 阿武町子ども・子育て会議設置要綱・・・・・・・・・・・・ 53
- 阿武町子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・・・・・ 55

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

わが国は急速な少子・高齢化に伴い、2019年には全国の出生数が90万人を割り込みました。前年比としては5.92%の減となり急激な落ち込みとなります。

その背景には、未婚化・晩婚化の進展や核家族世帯の増加や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の増加による共働き家庭の増加、ひとり親家庭の増加に子どもを取り巻く環境は以前にも増して厳しくなり、子を産み、育てることに対しての不安や負担はより大きくなっています。

このような社会の変化に対応するため、平成28年6月には「児童福祉法」が改正され、児童虐待に対する未然の予防やきめ細かい基準や児童相談所の強化、母子包括支援センターの（子育て包括支援センター）設置による包括的なサポートの充実等が盛り込まれました。

経済面においても、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳以上の児童の保育料が無償になることで保育を必要とする共働き家庭の支援する政策が打ち出されました。

このような時代の変化を受けて、本町においても、子育て世帯のニーズを把握し、総合的・計画的に子どもや子育て家庭を地域全体で支え、子育て家庭を包括的に支援していくために、「第二次阿武町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

2 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象に本町がこれから進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものです。

子ども・子育て支援の考え方のもとに、若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子育てができるよう地域全体で子どもと子育て家庭を包括して支援するまちづくりを推進していくためのものです。

さらに、本町の子ども・子育て支援事業を着実に推進していくために、本計画に基づいて町民各人をはじめ各家庭や学校・地域社会・職場での積極的な取組を促進するものです。

3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法や子ども・子育て支援法において令和2年度から5年を1期とした計画を定めるものとしているため、本計画は令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の策定体制

計画策定にあたっては、子育て家庭の現状や意向を把握するとともに、役場内及び関係機関、関係者との協議を行い、幅広い意見を計画に反映できるよう連携を図りました。

○子ども・子育て会議による協議

計画策定の審議機関として、関係機関・団体の代表などで構成する「阿武町子ども・子育て会議」を設置し、課題の検討や計画策定に向け意見を伺いました。

なお、役場内関係各課との協議を踏まえた上で本計画を策定しています。

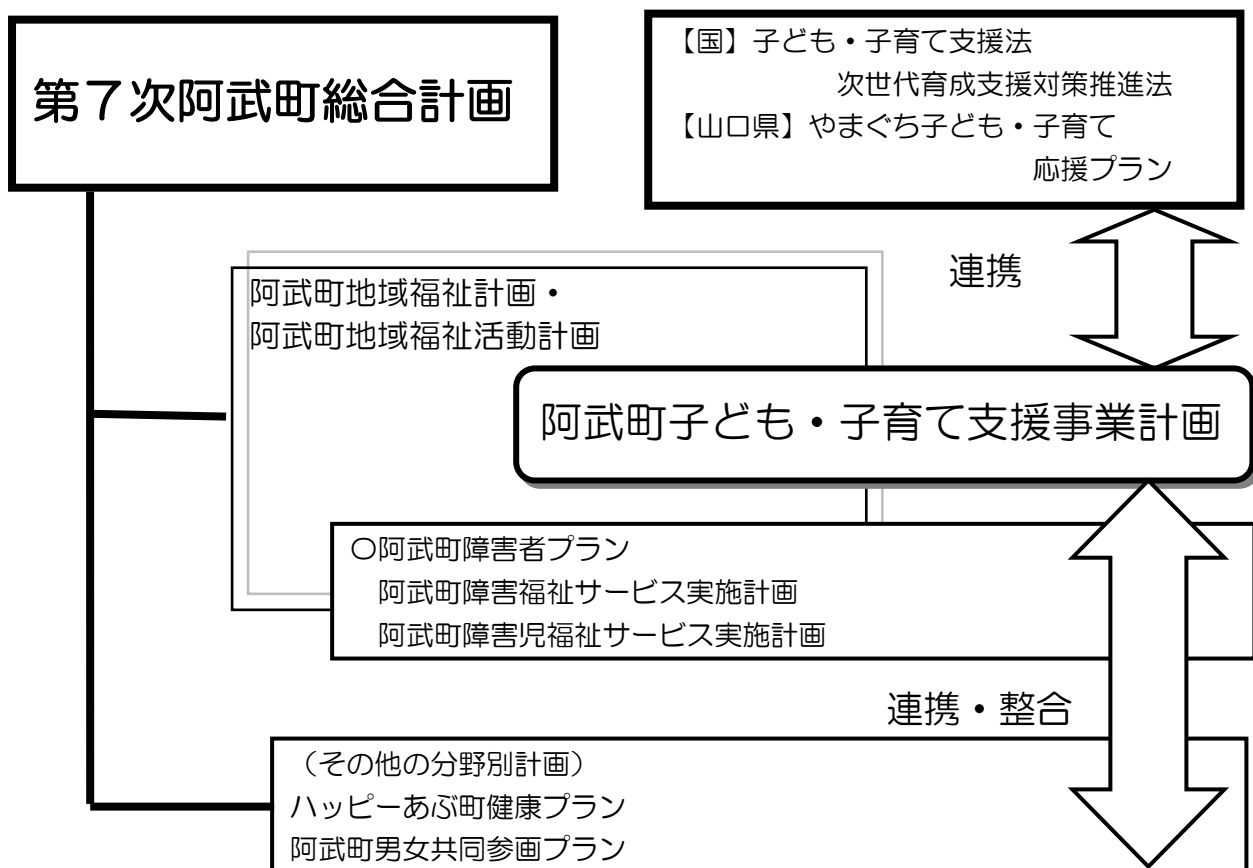
○アンケート調査の実施

就学前児童のいる家庭を対象に、各サービスの利用意向などを把握するため、平成30年度にアンケート調査を実施し、分析を行いました。

5 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 1 条の目的、第 2 条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条の規定に基づき策定する計画であり、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づき市町村が策定することができる「次世代育成支援行動計画」の内容を包含した計画です。「第二次阿武町子ども・子育て支援事業計画」は町の最上位計画である「第 7 次阿武町総合計画」の個別計画として位置づけ、さらに、他の教育・健康・福祉分野の各種計画と整合性を図り計画的に実施するためのものです。

■計画の位置づけ

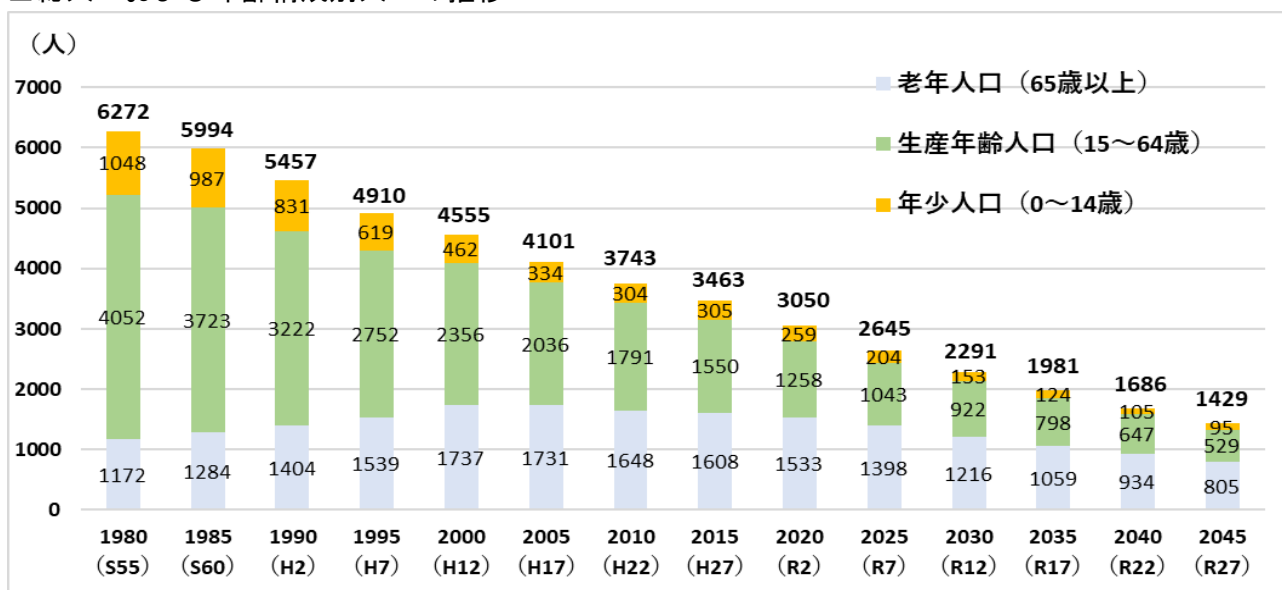


第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 人口の推移・合計特殊出生率の推移

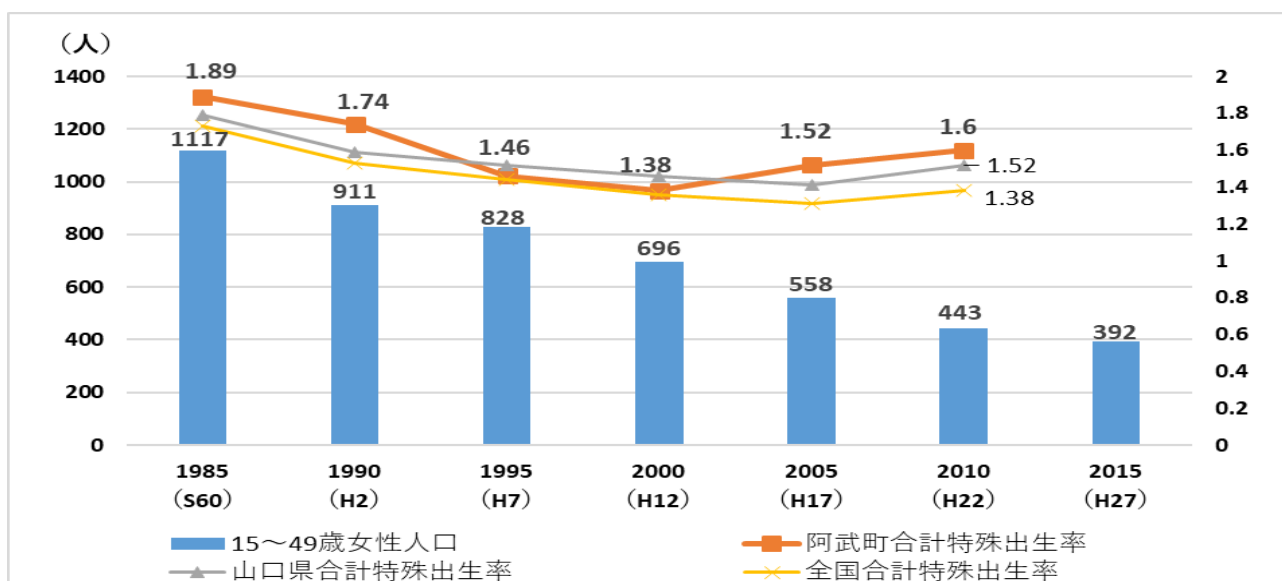
阿武町における人口推移をみると総人口は年々減少し、年齢3区分別では年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少しています。また、人口ピラミッドから平成27年の人口、令和12年の人口（推計値）が20～30歳代の男女において減少していることがわかります。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当する数値）は、全国、山口県を上回っているものの、日本の人口を維持していくために必要とされる人口置換水準の出生率（2.07）を大幅に下回っています。

■総人口および年齢構成別人口の推移



資料：～2015（H27）年…国勢調査、2020（R2）年～…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

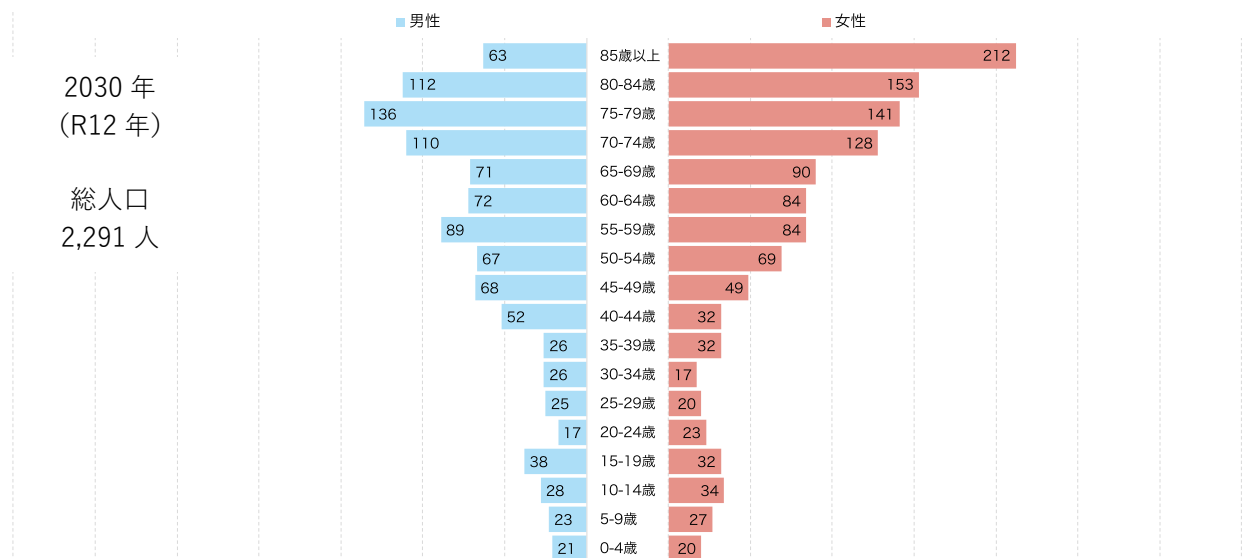
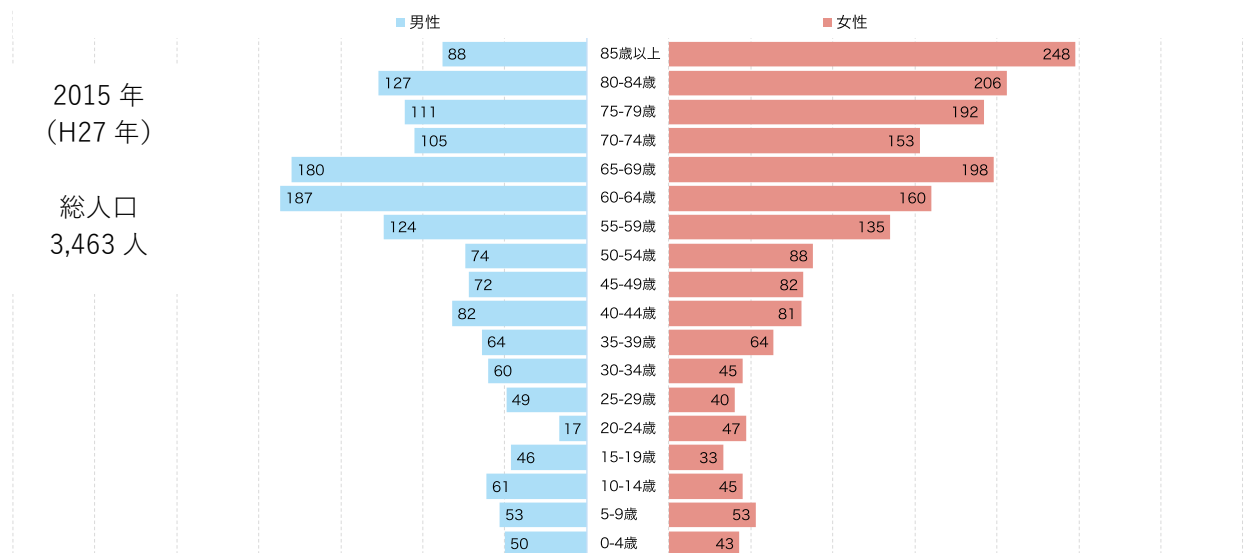
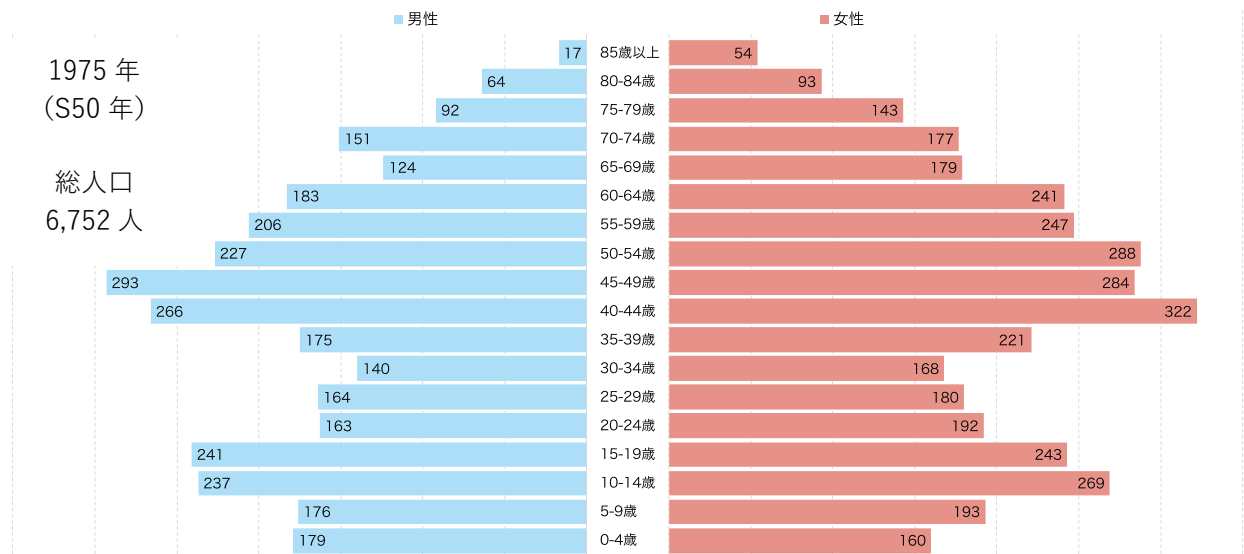
■15～49歳女性人口・合計特殊出生率の推移



※資料：国勢調査、人口動態保健所・市町村別統計 2015（H27）年合計特殊出生率未公表

※ベイズ推定値とは、対象の市区町村と同質と考えられる周辺地域（二次医療圏）のデータを組み合わせたベイズモデルにより合計特殊出生率を補正したもの

■人口ピラミッド

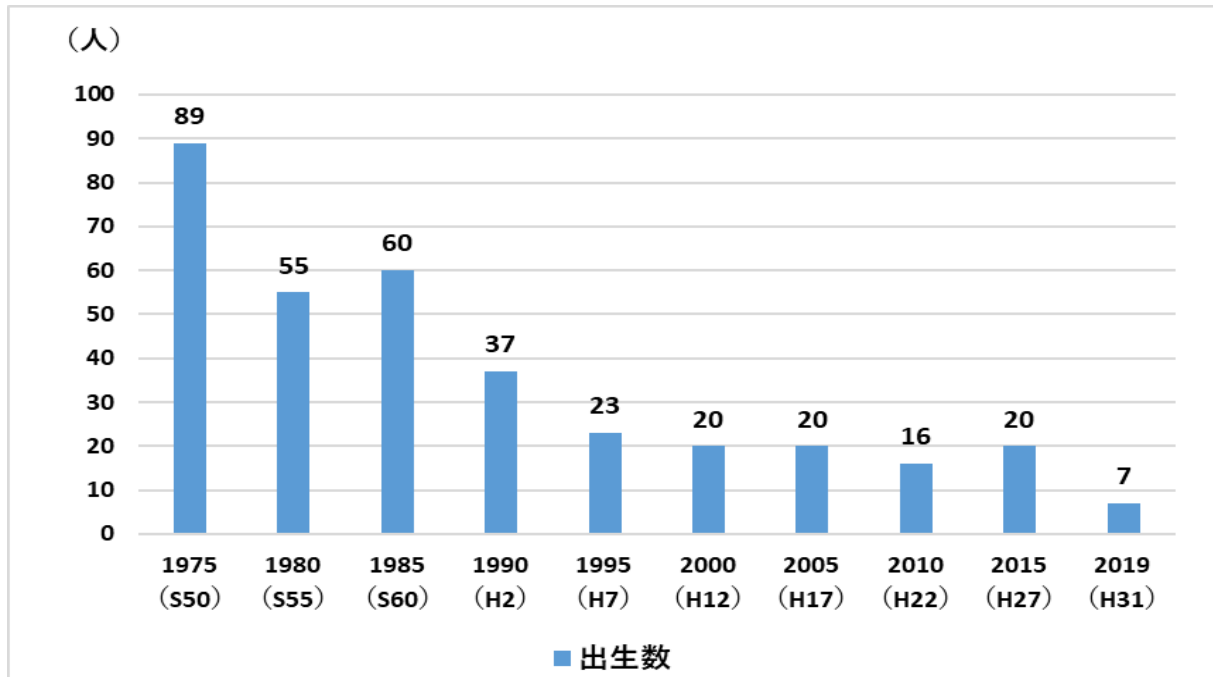


資料：1975（S50）年、2015（H27）年…国勢調査 2030（R12）年…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2 出生数の推移と推計児童数

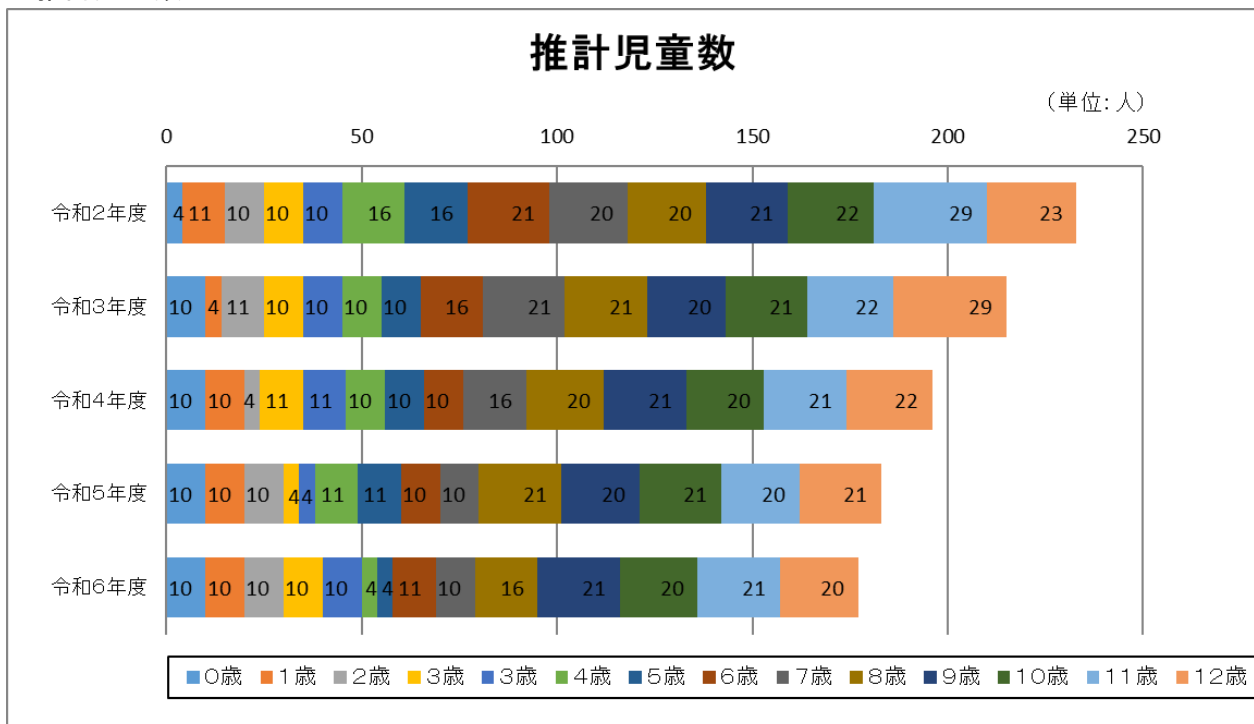
出生数は減少傾向にあり、近年において出生数は一桁になっています。本計画期間内における推計児童数は以下のとおりです。今後、出生数の減少により全体の児童数の減少に拍車がかかることが推測されます。

■出生数の推移



資料：山口県人口移動統計調査（暦歴）

■推計児童数



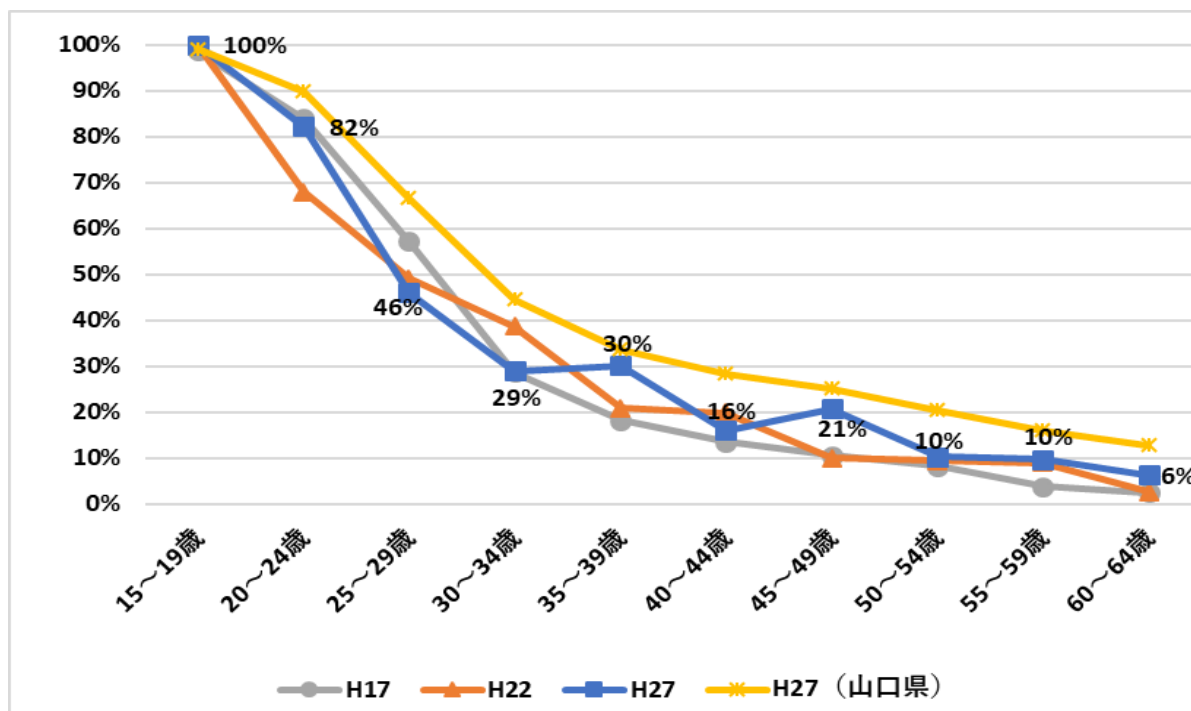
資料：山口県子ども・子育て支援事業支援計画「保育の量の見込みとその確保方策」

3 未婚率の推移

国勢調査による本町の未婚率をみると、平成 27 年では山口県と比べると、男性は低く、女性は高くなっています。特に男性は 35～39 歳で高く、女性は 30～49 歳までが高くなっています。

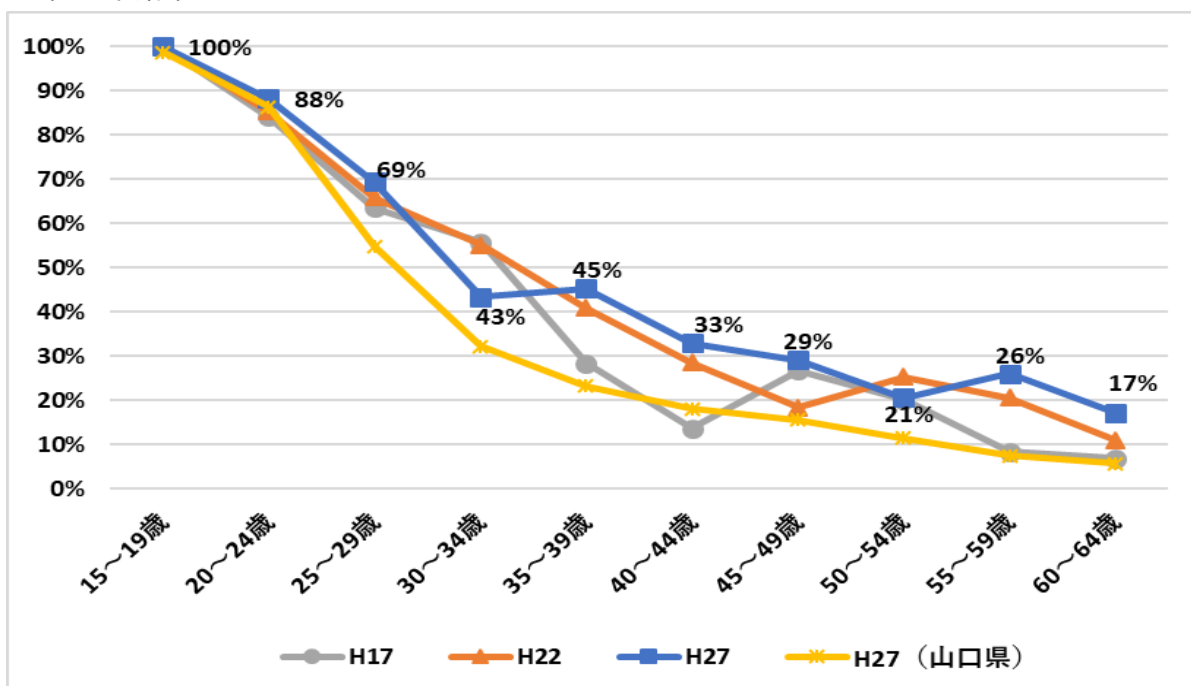
全国の出生動向基本調査（独身者調査結果）によると 30～40 歳代の独身の理由としては、男女とも「適当な相手にまだめぐり合わない」と回答している方が多いことがわかります。

■男性の未婚率



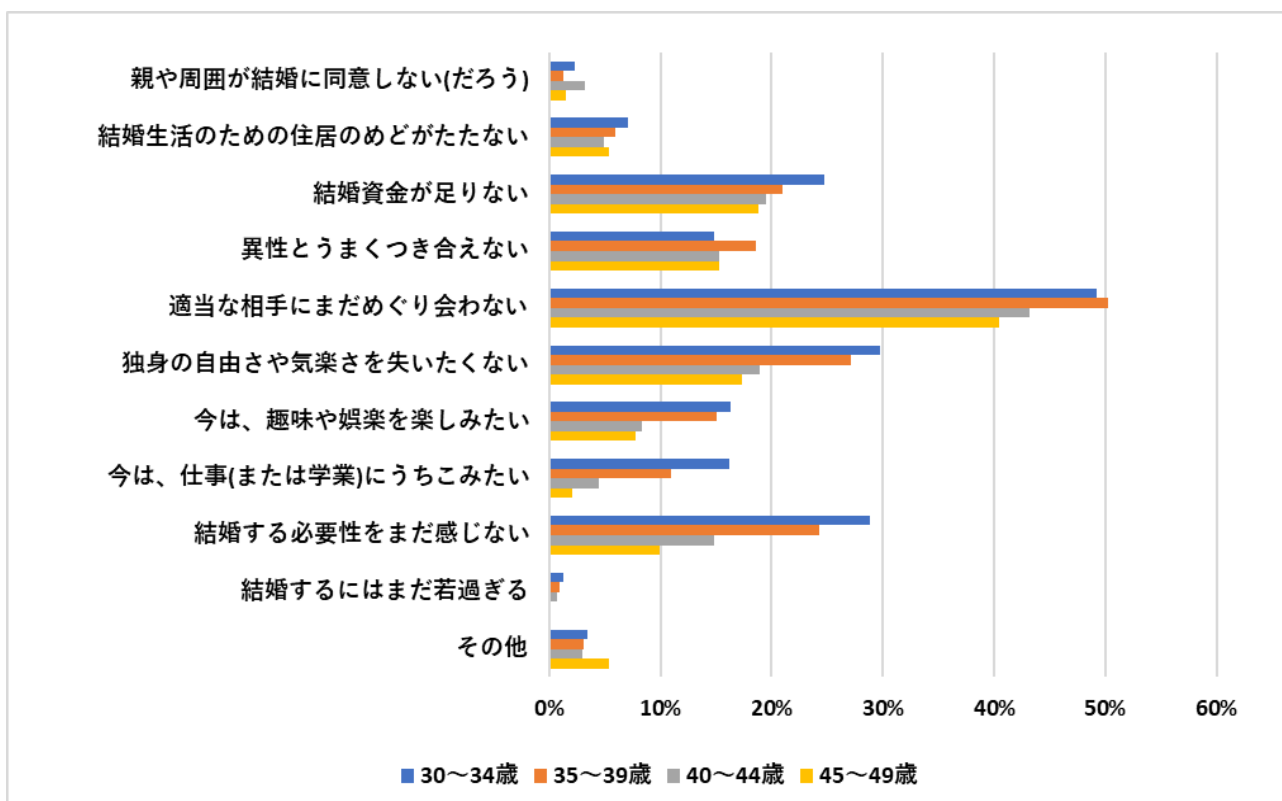
資料：国勢調査

■女性の未婚率

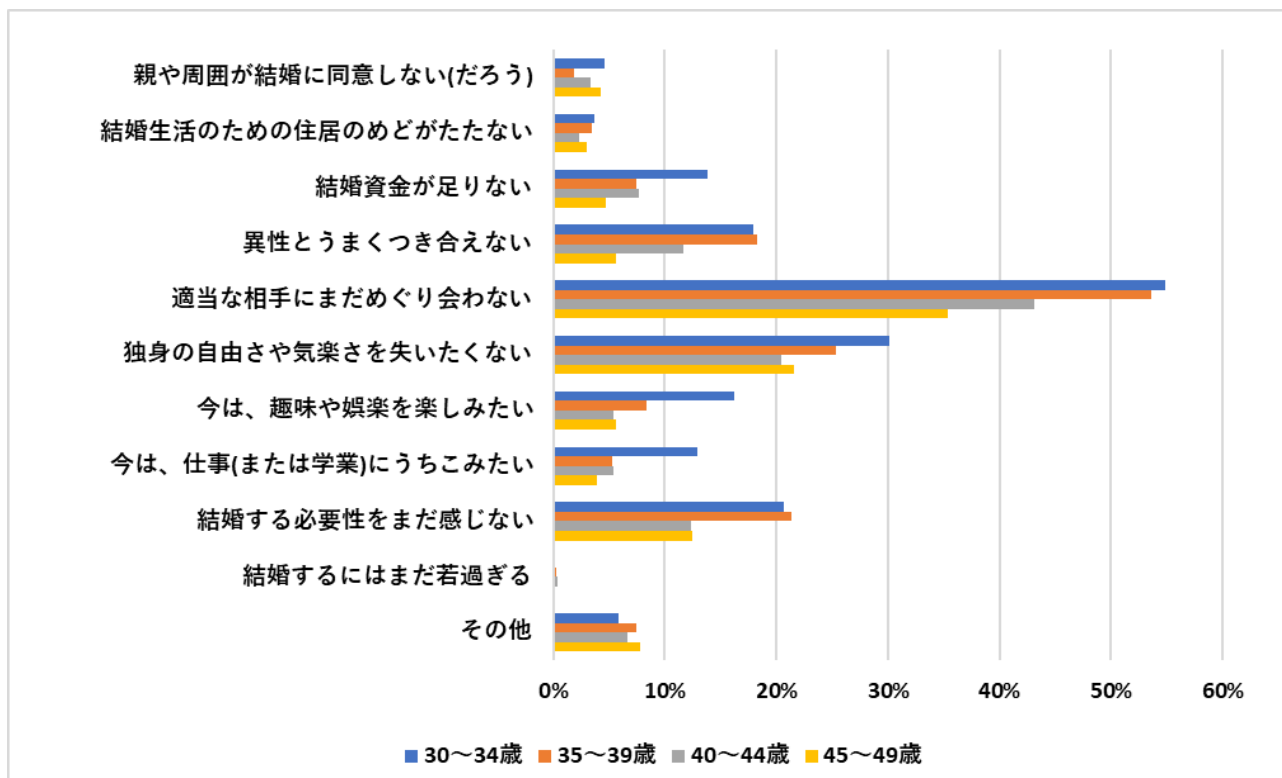


資料：国勢調査

■独身の理由（男性）



■独身の理由（女性）



※資料：国立社会保障・人口問題研究所 第15回出生動向基本調査 独身者調査結果
各項目を独身の理由として選択（最大三つまで）した未婚者数を各年齢階級の未婚者数で割ったもの

4 子育て家庭の状況

(1) 世帯の状況

国勢調査によると阿武町の世帯数は年々減少しており、平成 27 年では 1,488 世帯となっています。平均世帯人員も年々減少し、平成 27 年の平均世帯人員は 2.25 人となっています。

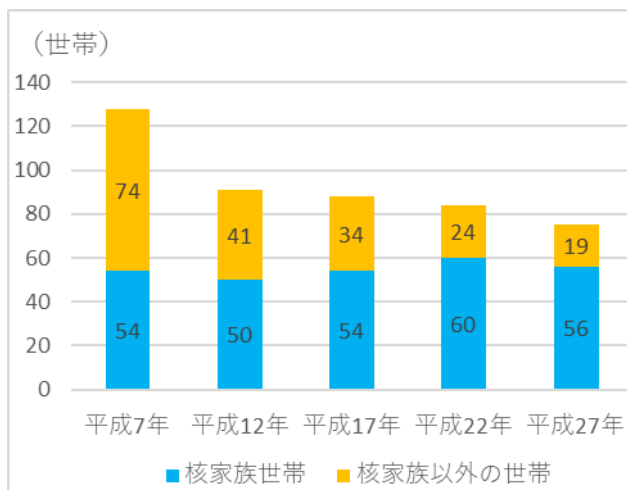
また、子どものいる世帯は著しく減少しており、6 歳未満のいる世帯は一般世帯のうちの 4.0%、18 歳未満のいる世帯の割合は 12.8%となっています。とくに子どものいる世帯において、核家族世帯が増加しており、子育て家庭内において子育てを行うものが限られる家庭が増えてきていることをあらわしています。

■世帯構造の推移

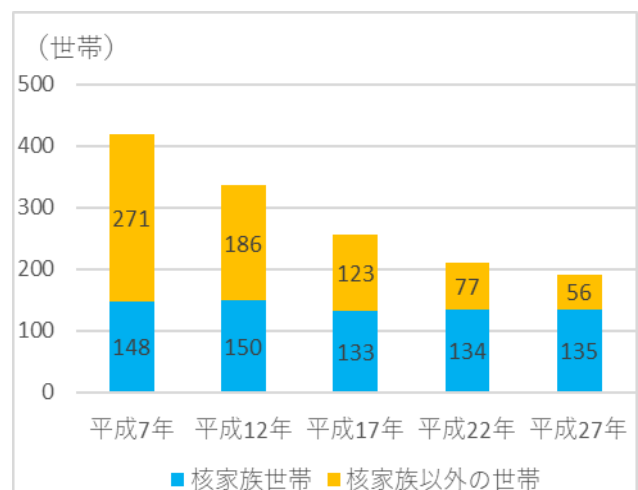
		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯	世帯数	1,710	1,673	1,605	1,575	1,488
	世帯人員	4,910	4,555	4,101	3,743	3,350
	平均世帯人員	2.87	2.72	2.56	2.38	2.25
6 歳未満のいる一般世帯数		128	91	88	84	59
割合 (%)		7.5	5.4	5.5	5.3	4.0
(再掲) うち核家族世帯数		54	50	54	60	56
割合 (%)		42.2	55.0	61.4	71.4	94.9
18 歳未満のいる一般世帯数		419	336	256	211	191
割合 (%)		24.6	20.1	16.0	13.4	12.8
(再掲) うち核家族世帯数		148	150	133	134	135
割合 (%)		35.3	44.6	51.9	63.5	70.7

資料：国勢調査

■6 歳未満のいる世帯数



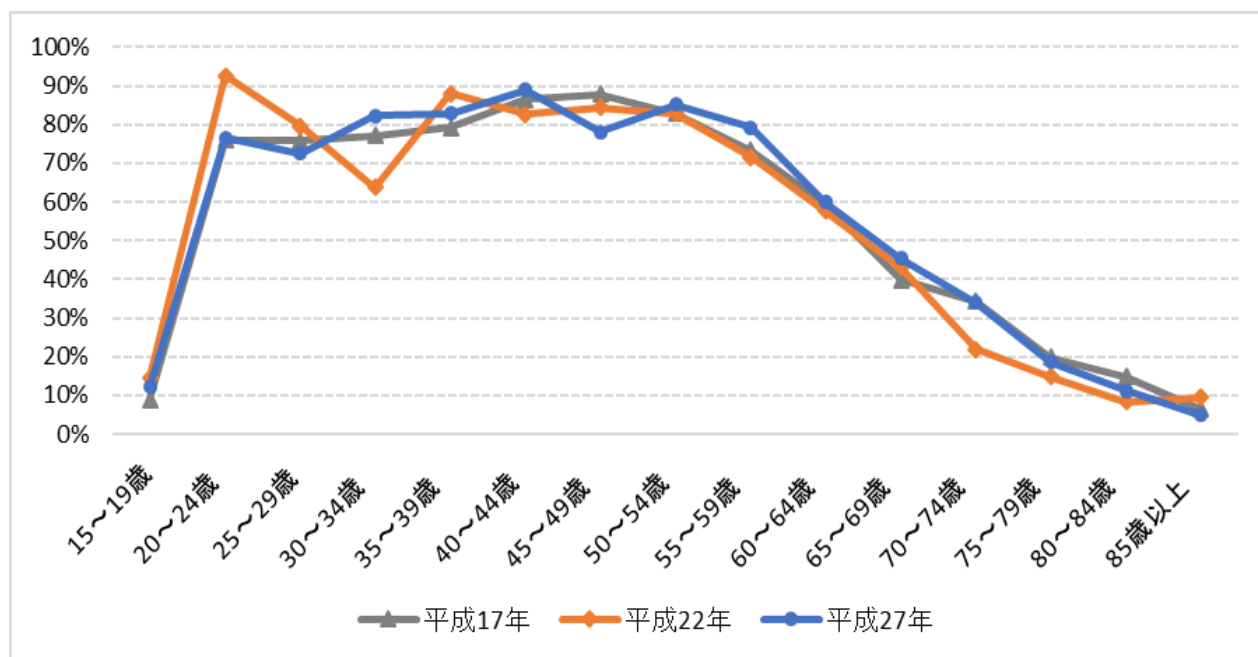
■18 歳未満のいる世帯数



(2) 女性の就労状況

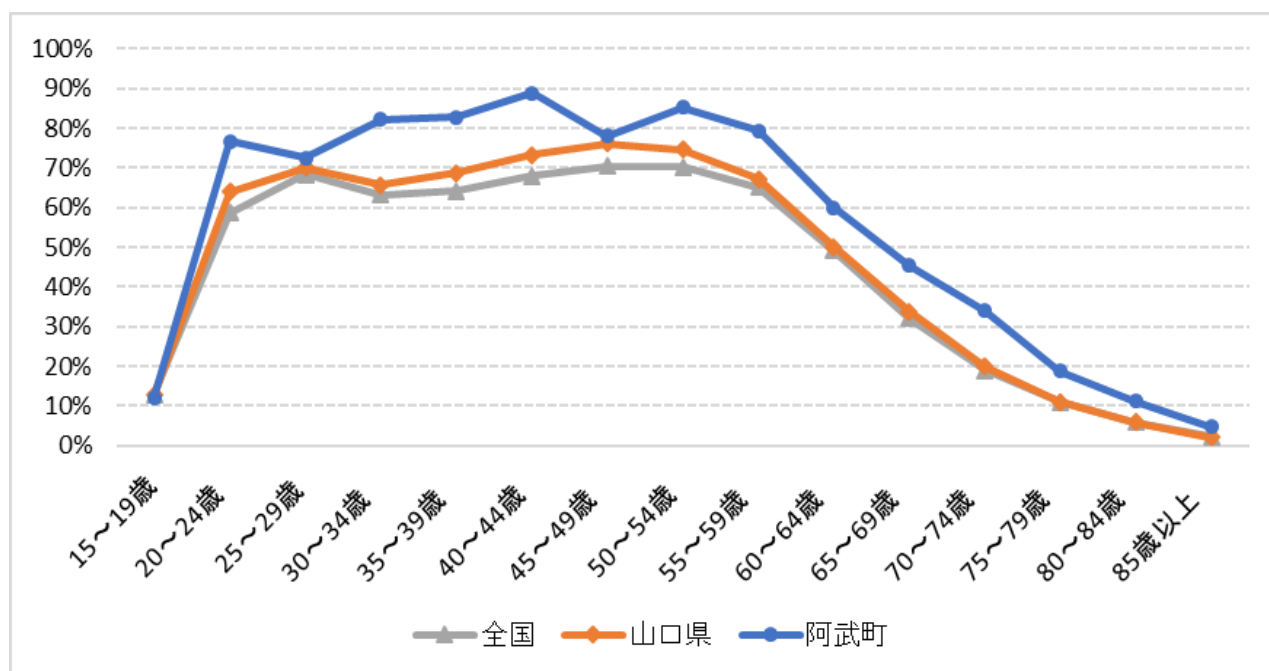
国勢調査による阿武町の年齢別就業率をみると、平成27年では、平成17年・平成22年に比べ、30～44歳までの就業率が高くなっています。また、全国や県の実業率と比べると全年齢で高く、とくに20～44歳までの就業率が高くなっており、子育てしながら働く女性が多いことがわかります。

■女性の年齢別就業率（阿武町の経年比較）



資料：国勢調査

■女性の年齢別就業率（全国、県との比較）



資料：国勢調査

5 アンケート調査からみる町の状況

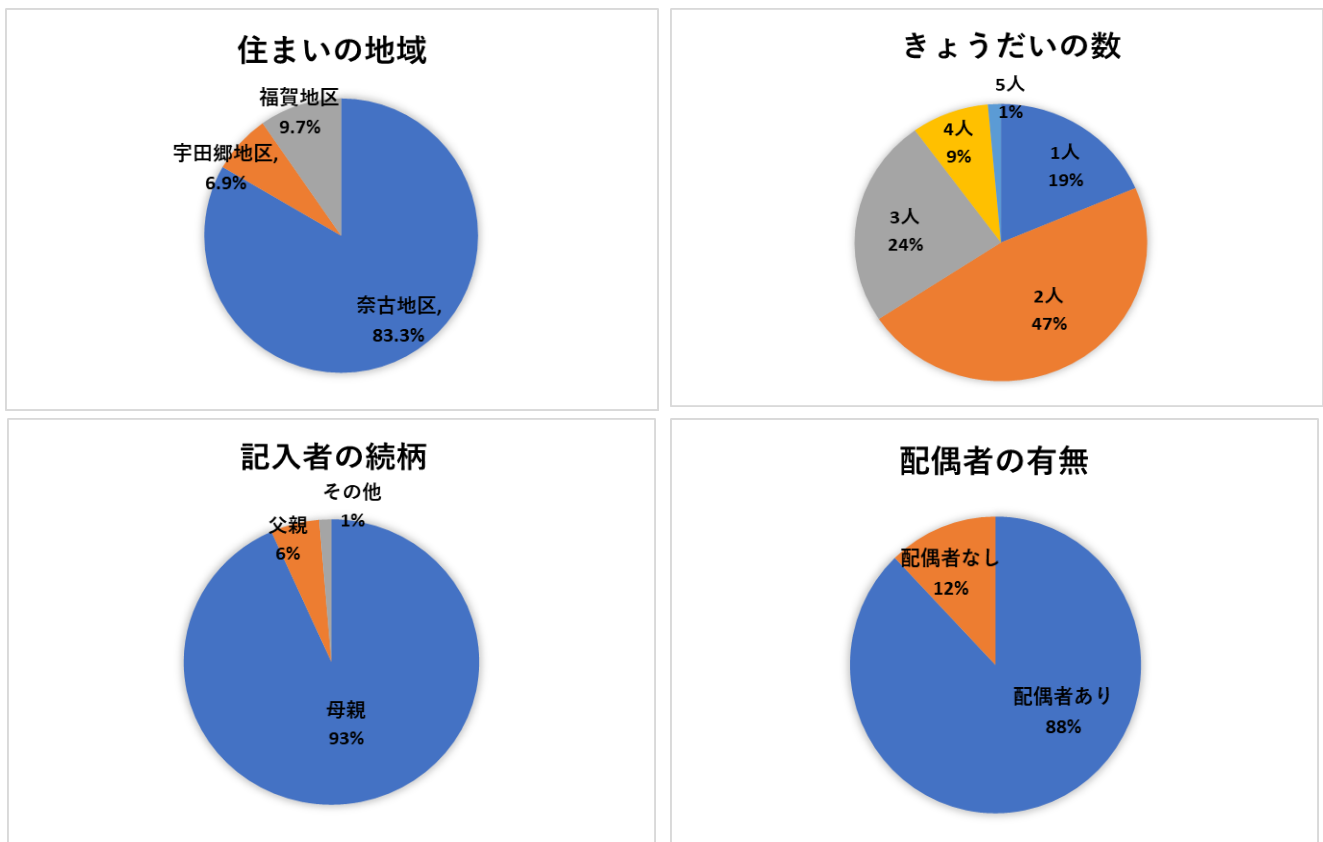
(1) 調査方法

本計画を策定するにあたり、子育て家庭の実態や意向、課題等を把握し、今後の子育て施策を進めるための基礎資料として、平成31年3月に町内の小学校3年生までの子どものいる世帯に「阿武町子ども・子育て支援に関するアンケート」調査を実施しました。

- ・調査地域：阿武町
- ・調査対象者：平成31年2月1日現在、阿武町にお住まいで0歳から小学校3年生までの児童のいる保護者
※同一保護者で対象児童が2人以上いる場合は、年齢の低い方1人を対象とする
- ・対象数：104人
- ・回収数：72件（回収率：69.2%）
- ・調査期間：平成31年2月20日～3月8日まで
- ・調査方法：保育園、小学校を通じて配布・回収
一部郵送による配布

(2) 調査結果の概要

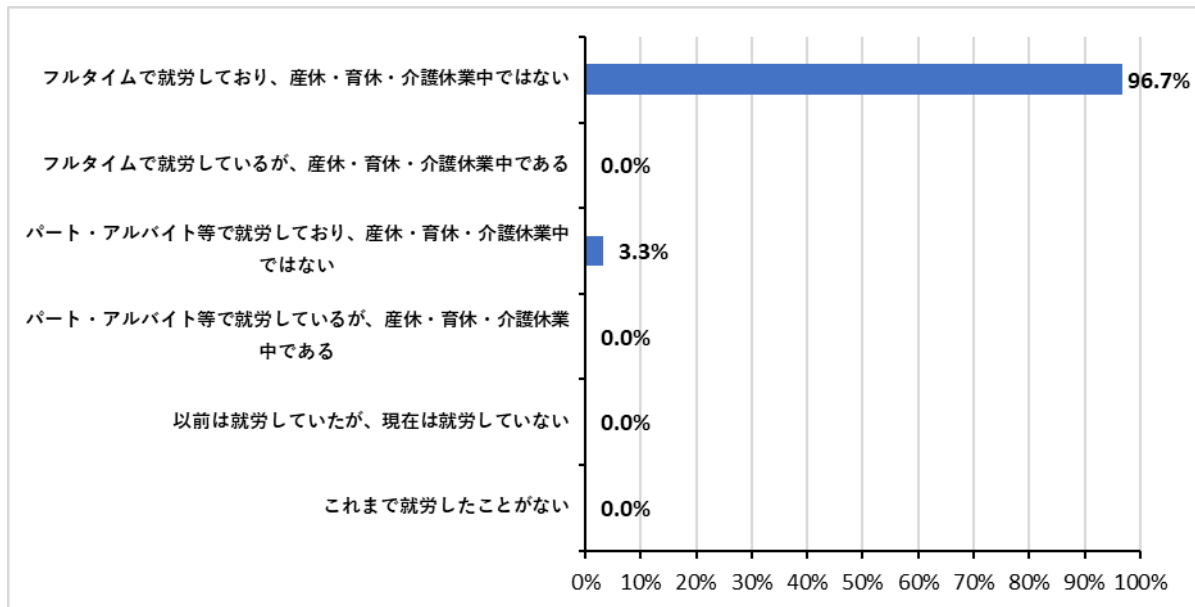
①回答者の状況



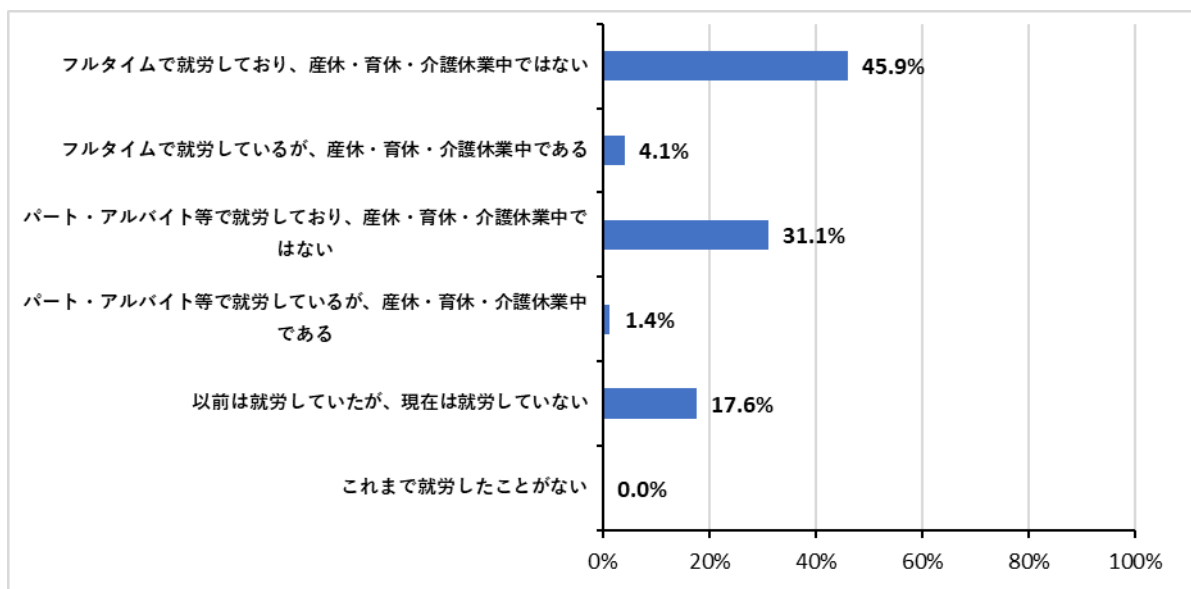
②両親の就労状況

父親は全員が就労しています。母親はフルタイムで就労している方が45.9%、パート・アルバイトで就労している方が31.1%と77%の方が就労しています。現在就労していない方は17.6%となっています。

■父親の就労状況 (N=61)



■母親の就労状況 (N=74)

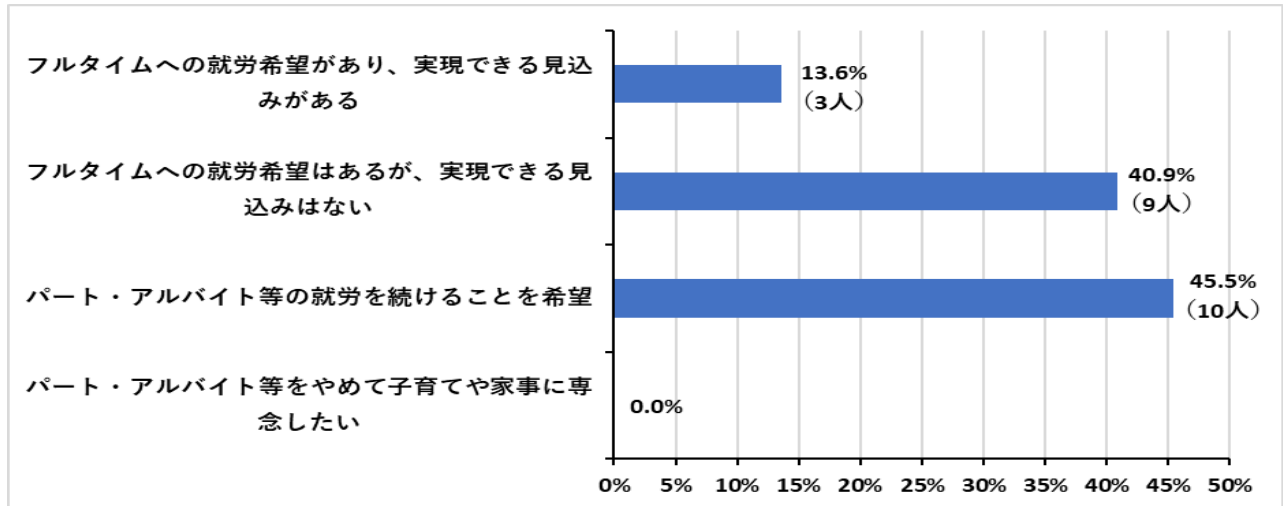


③就労に関する母親の希望

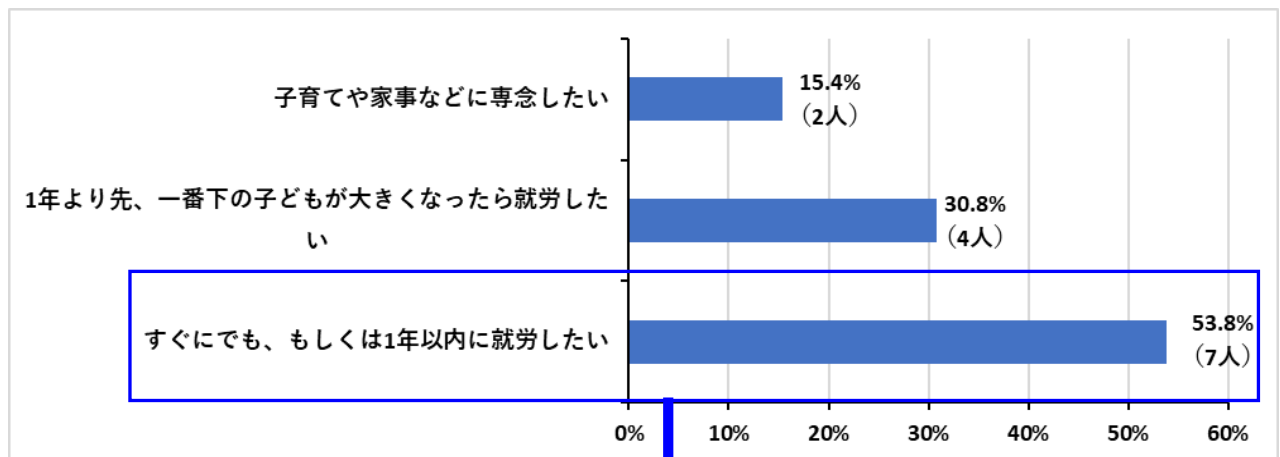
パート・アルバイト就労の母親では、54.5%の方がフルタイムへの転換を希望していますが、40.9%は実現できる見込みはないと回答しています。

また、未就労の母親は53.8%がすぐにでも、もしくは1年以内に就労することを希望しています。

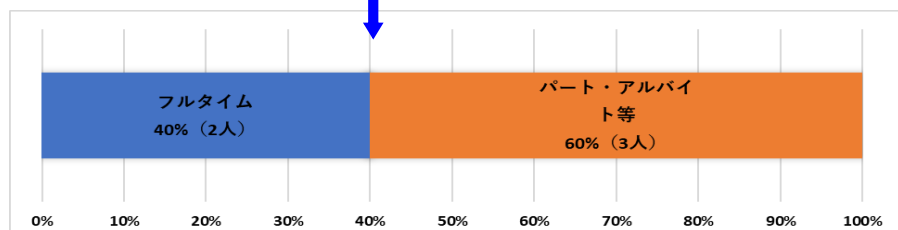
■就労に関する母親の希望 (N=22)



■就労に関する母親の希望 (N=13)



■希望する就労形態 (N=5)



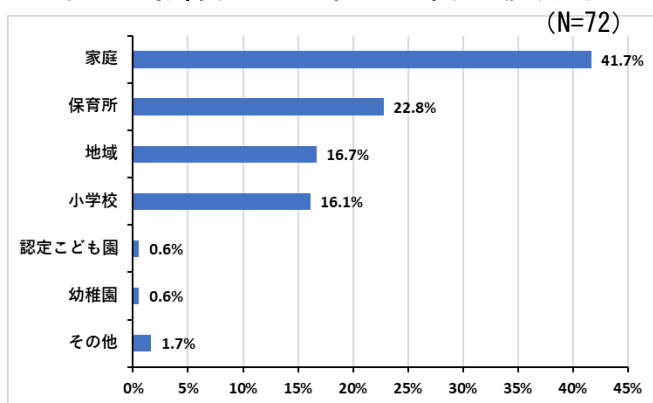
〔保護者の声（アンケートより抜粋）〕

- ・町内にフルタイムで働くこと場所ができるとよい。

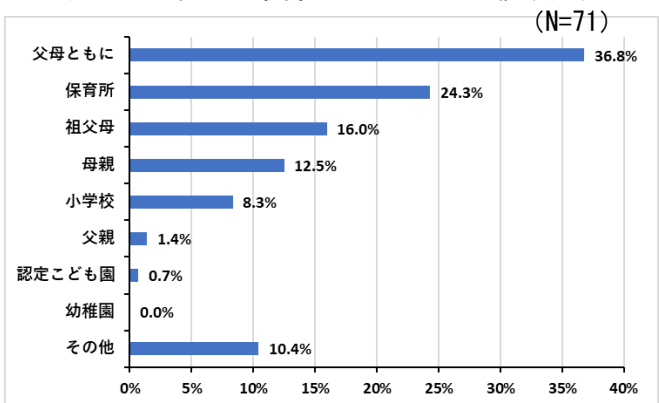
④日常的な子育ての状況

「子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境」についての問いに、回答者数41.7%が「家庭」と回答しています。また、「保育所」22.8%、「小学校」16.1%と各保育・教育施設の役割も重要視されている中、「地域」についても16.7%が回答しており、「家庭」や「保育・教育施設」だけでなく、保護者にとって「地域」の子育て環境についても、重要視されていることが分かります。

■子育てに影響すると思われる環境（複数回答）



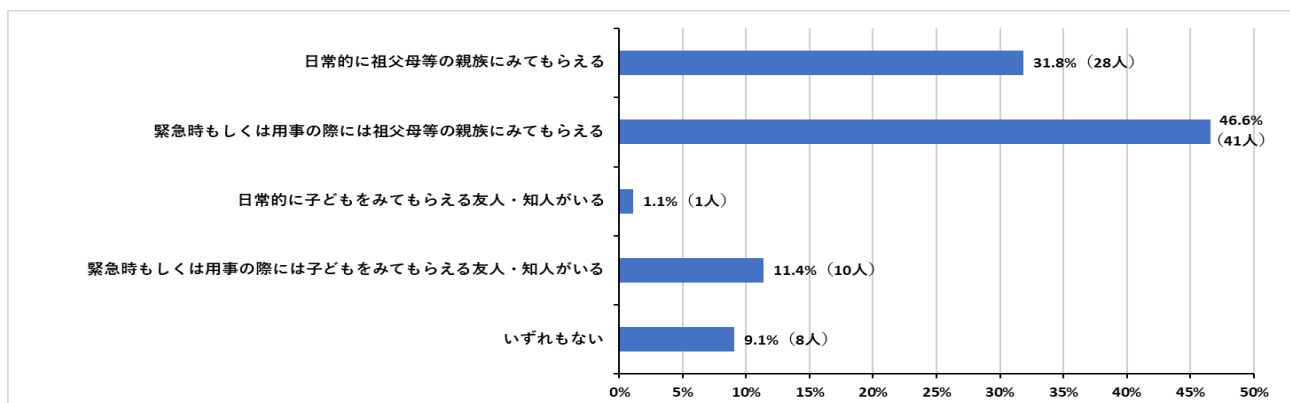
■日常的に子育てに関わっている人（複数回答）



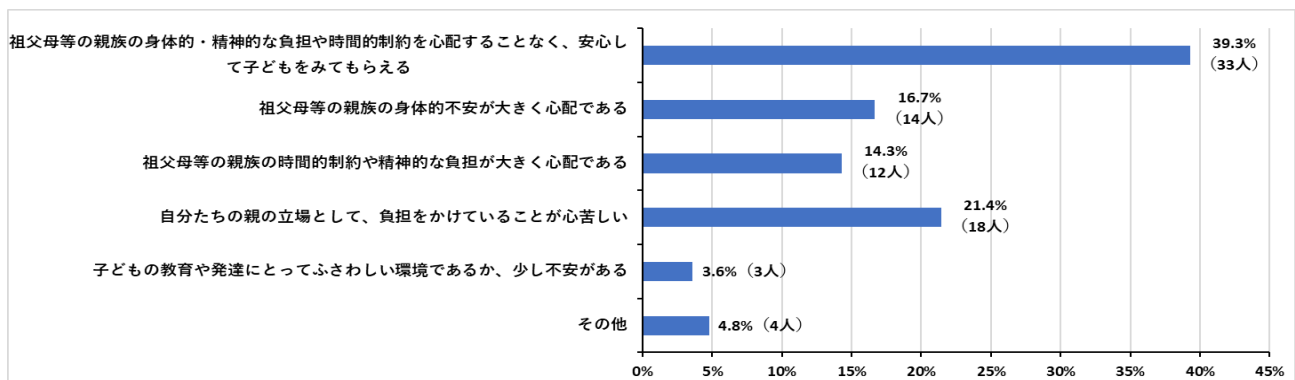
⑤親族・友人等による子どもの預かりの状況

「日常的に子どもをみてもらえる親族がいる家庭」は31.8%、「緊急的に子どもをみてもらえる親族がいる家庭」は46.6%、「緊急的に子どもをみてもらえる知人がある家庭」は11.4%という中、「いずれもない」家庭が9.1%となっています。

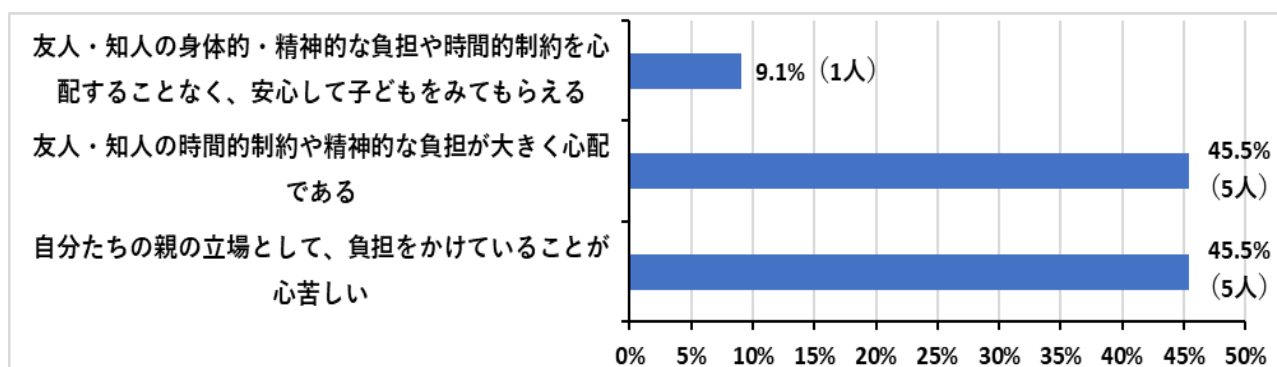
■お子さんを預かってもらえる人（複数回答） (N=70)



■祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況（複数回答） (N=67)



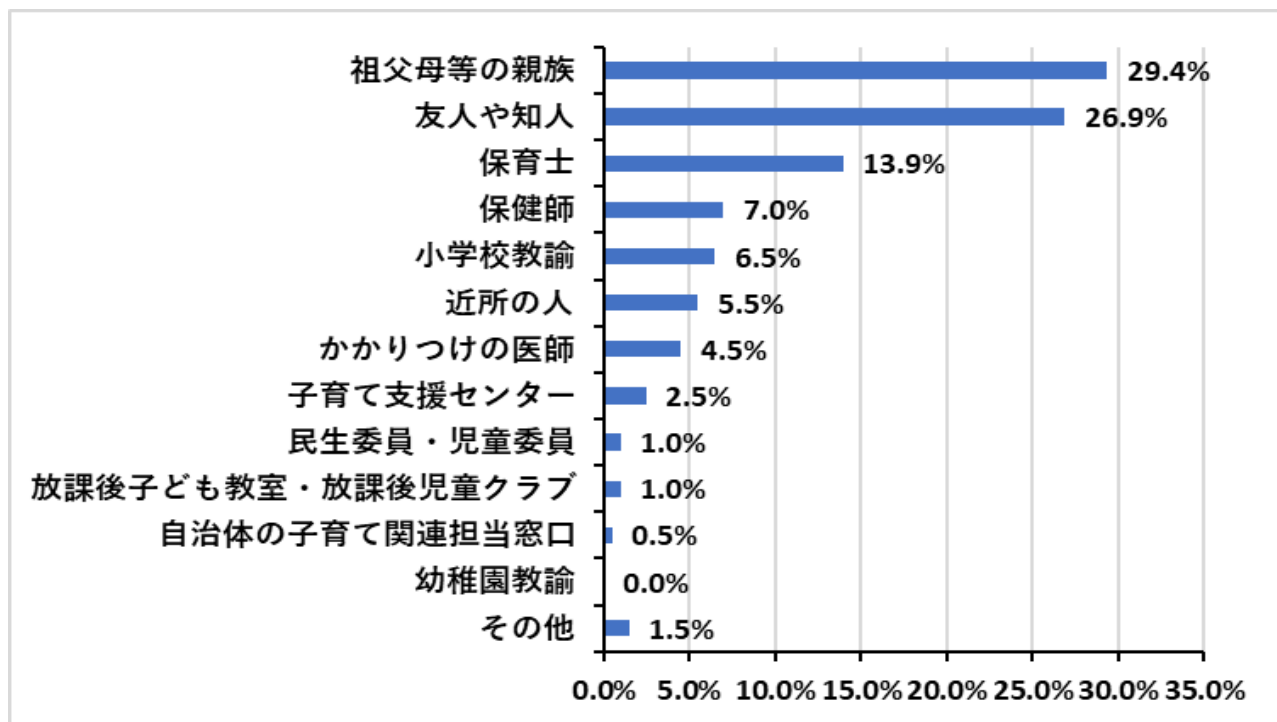
■友人・知人に子どもをみてもらっている状況（複数回答）（N=8）



⑥子育てに関する相談先

回答者 71 人全員が気軽に相談できる人や場所が「いる/ある」と回答しており、主に「祖父母等の親族」、「友人や知人」、「保育士」等の日常的に関わりのある身近な人が多くなっています。

■子育てに関して気軽に相談できる先（人）（複数回答）（N=72）

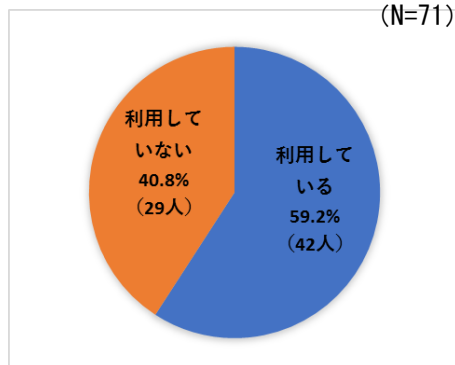


⑦教育・保育事業の利用状況と利用希望

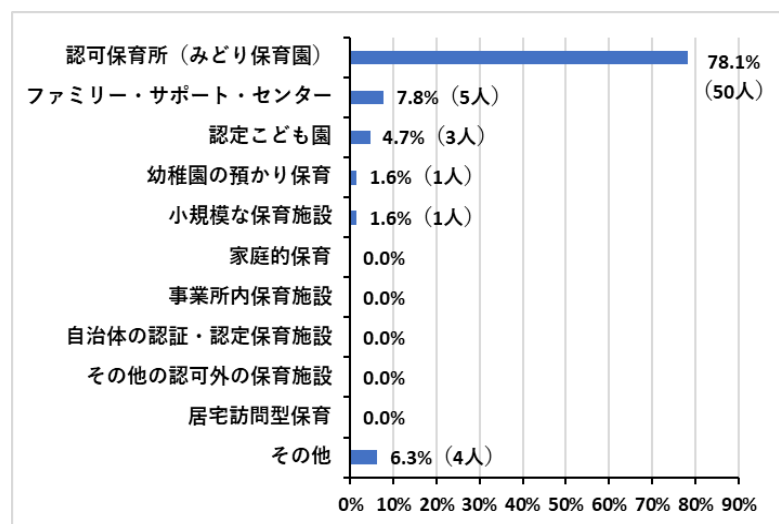
回答者のうち 59.2%が定期的に教育・保育事業を利用しています。今後、平日に利用したい事業として、「認可保育所」が 79.6%と多く、次いでファミリー・サポート・センターとなっています。

また、仕事等の理由により土曜日は 38.2%、日・祝日は 12.7%の方が、教育・保育事業の利用を希望しています。

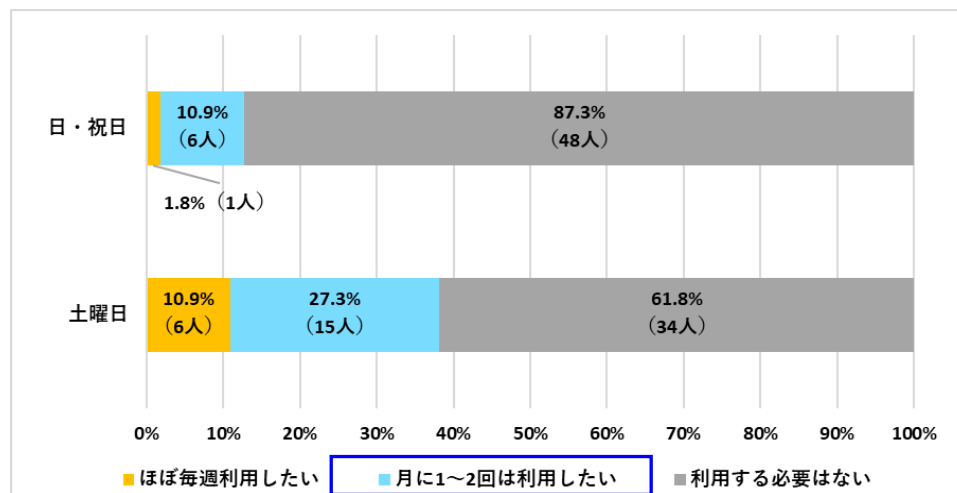
■平日利用している教育・保育事業の場所 (N=71)



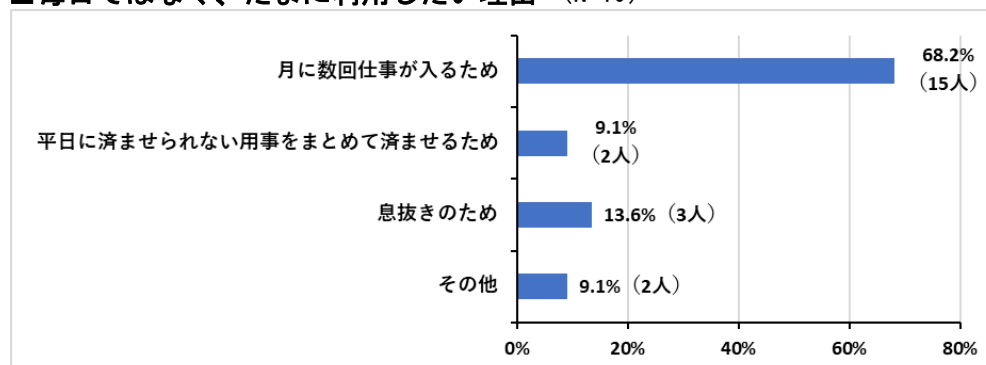
■今後、平日に定期的に利用したい事業（複数回答）(N=43)



■土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望 (N=55)



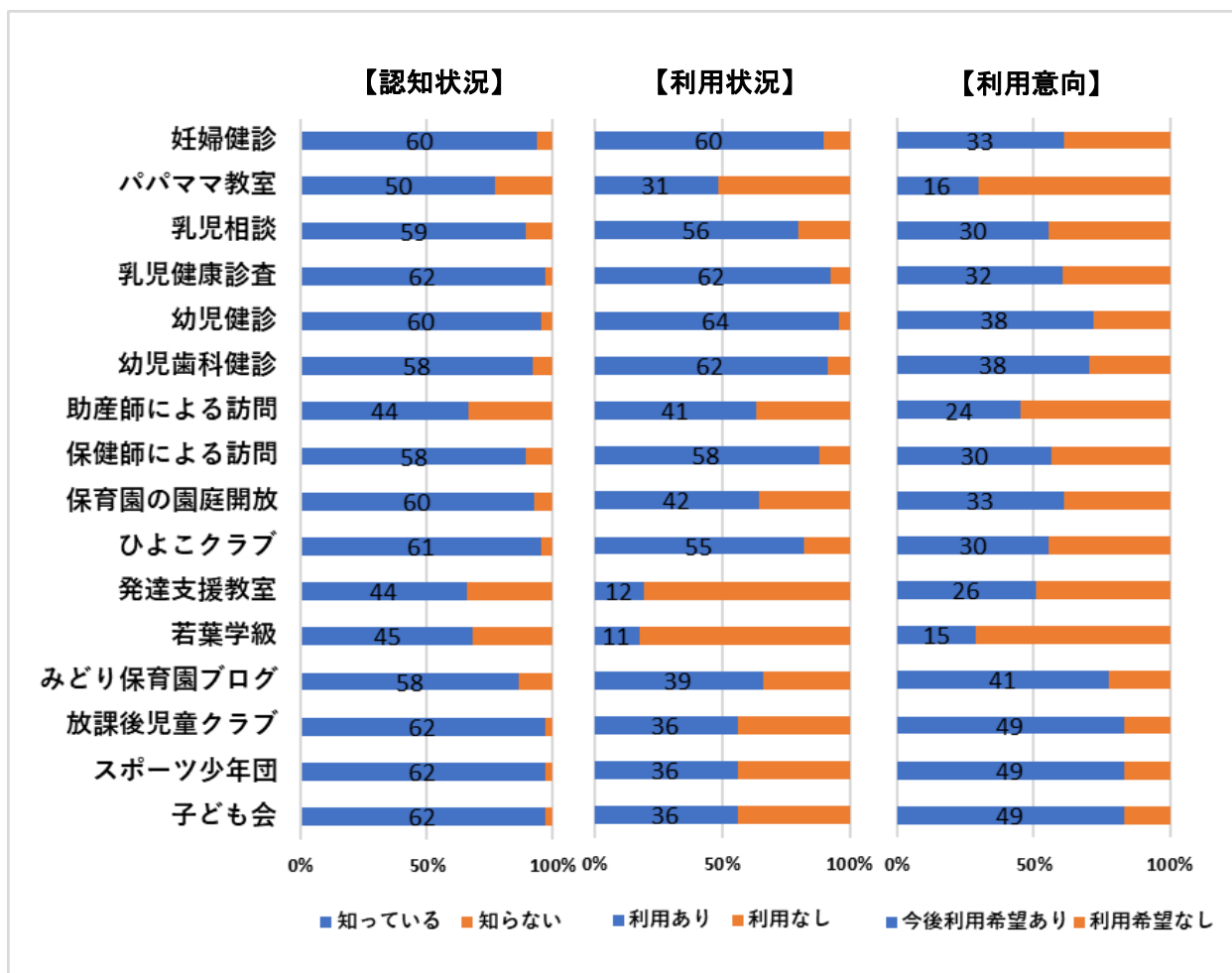
■毎日ではなく、たまに利用したい理由 (N=19)



⑧町の各種団体の取り組みの認知状況・利用状況・今後の利用意向

町の各種団体の取り組みの状況について、すべての人が利用できるものは「知っている」と回答している人が多く、限られた時期に実施するサービス等については、「知らない」、「利用していない」と回答している人が多い傾向があります。しかし、「知らない」と回答した方が「今後利用したい」と回答しているサービス等もあるため、必要時にサービス等が利用できるよう、団体の認知やサービス等の種類や利用方法等、わかりやすく周知することが必要です。

■町の各種団体の取り組みやサービスの認知状況・利用状況・利用意向



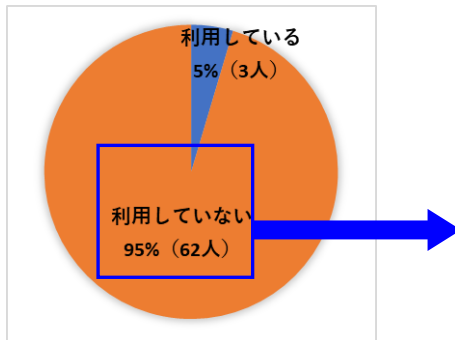
〔保護者の声（アンケートより抜粋）〕

- ・放課後の学童保育やその他利用できる保育サービスについての情報を保育園等、今利用している拠点で入手できるとよい。

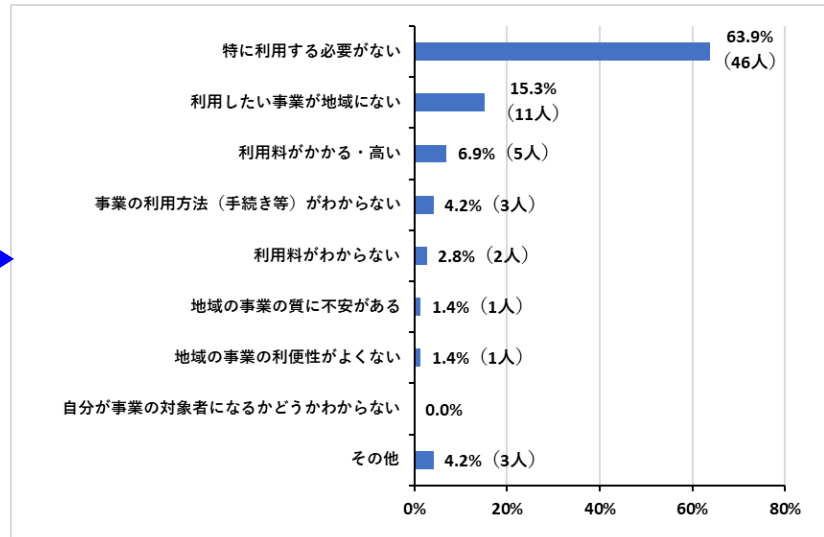
⑨一時預かり等の事業の利用について

一時預かりの事業について、利用している方は5%です。利用していない方の理由として、「利用する必要がない」と回答した方が63.9%と一番多く、次いで「利用したい事業が地域にない」と回答した方が15.3%おられました。

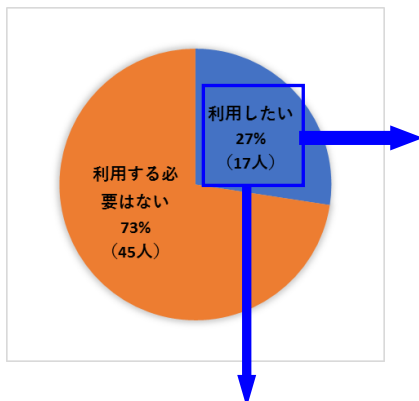
■現在の一時預かり利用状況 (N=65)



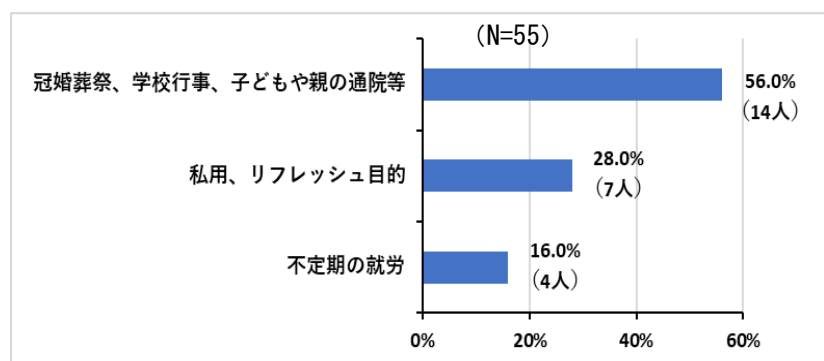
■現在、利用していない理由 (N=61)



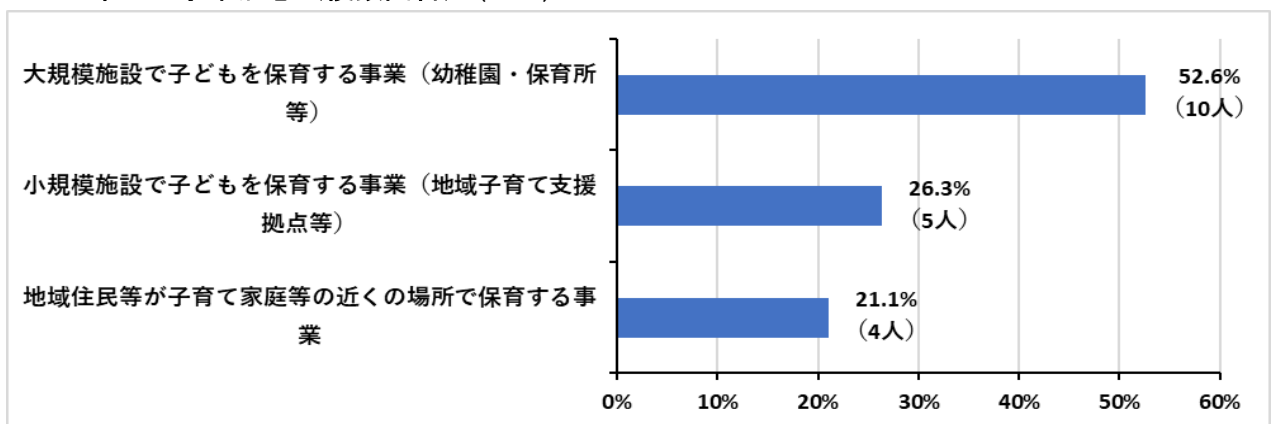
■今後の利用意向 (N=62)



■利用目的（複数回答） (N=16)



■希望の事業形態（複数回答） (N=14)



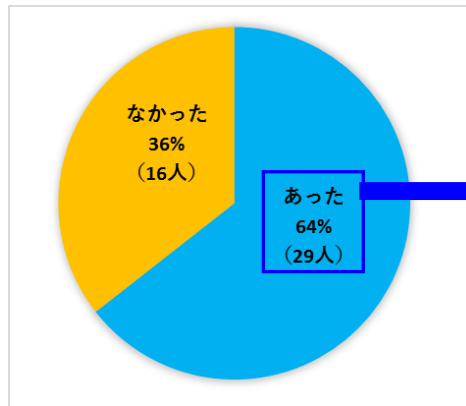
〔保護者の声（アンケートより抜粋）〕

- ・ファミリーサポート事業がないのでとても不便。ファミリーサポート制度があれば費用はかかってしまうが精神的負担にならず、仕事の幅も広がる。

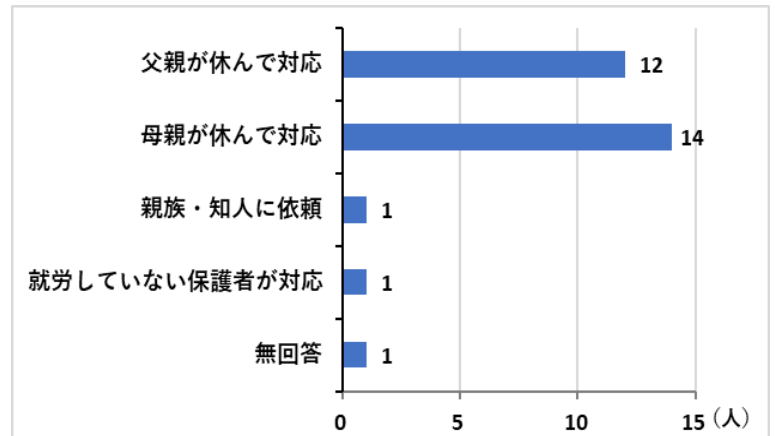
⑩病児・病後児保育について

病気やけがで通常の教育・保育の事業が利用できない経験が「ある」と64%の方が回答し、36%の方は、両親のいずれかが仕事を休んで対応していますが、そのうち「できれば町内の病児・病後児保育施設等を利用したい」と65.5%の方が回答しています。

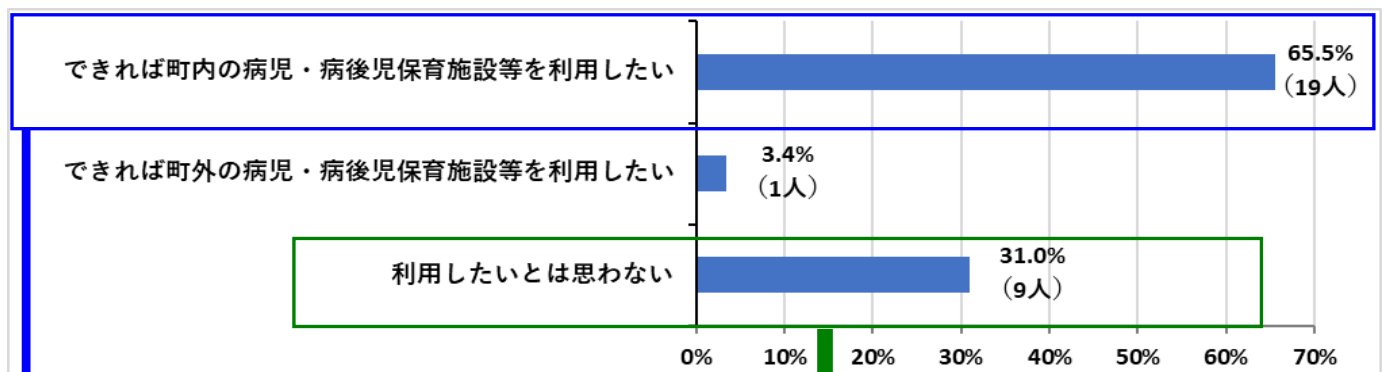
■病気やけがで通常の事業が利用できなかった経験 (N=45)



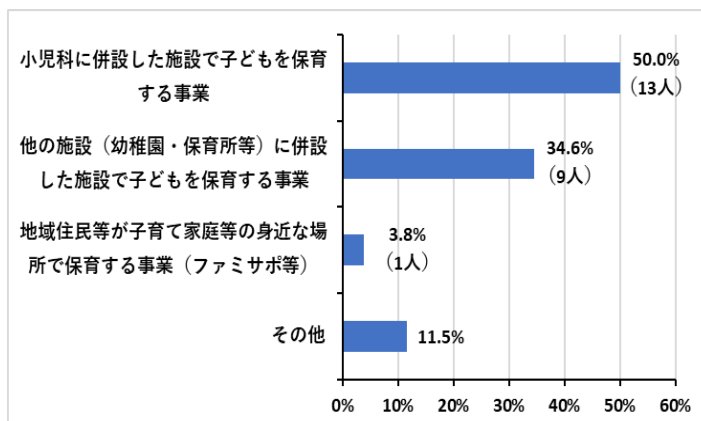
■利用できなかった時の対処方法 (N=29)



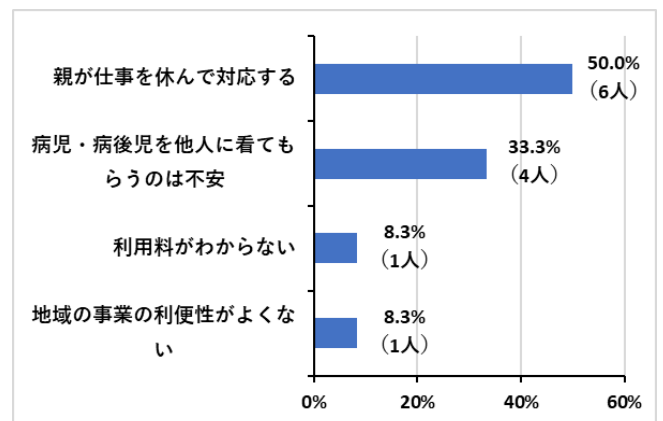
■病児・病後児保育施設等の利用希望 (N=29)



■希望の事業形態（複数回答） (N=17)



■利用したいと思わない理由（複数回答） (N=8)



〔保護者の声（アンケートより抜粋）〕

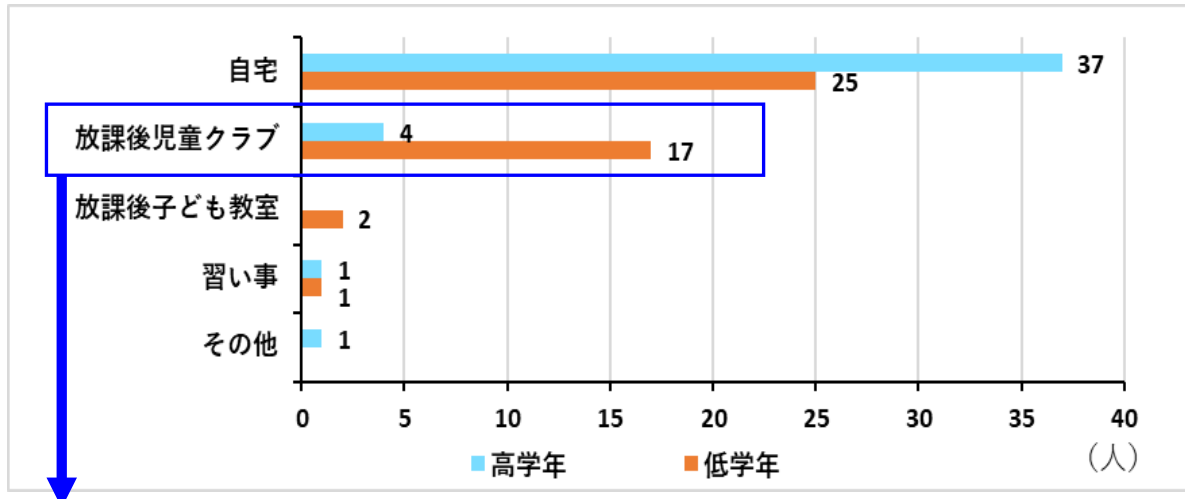
- ・町内で病児保育があればとても助かる。働きたい気持ちがあるが、子どもが熱を出したりした時の事を考えるとなかなか踏み出せません（祖父母も働いており急に休むことは難しい）。
- ・病児保育があれば利用したい。自分が休めばよいが、会社でよく思われないため取りにくい。

⑪小学生の放課後の居場所について

保護者が低学年の間、放課後過ごさせたい場所としては自宅が多く、次いで「放課後児童クラブ」となっています。また、放課後児童クラブの利用を希望日については、2～3割の方が「土曜日」「日曜・祝日」を希望し、約5割の方が長期休暇中の利用を希望しています。

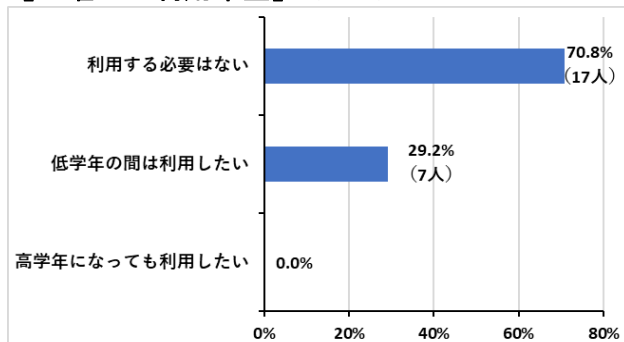
保護者の声から、児童クラブの開催時間や場所についても検討する必要があります。

■小学校低学年（1～3年生）、高学年（4～6年生）で放課後過ごさせたい場所（複数回答）（N=45）

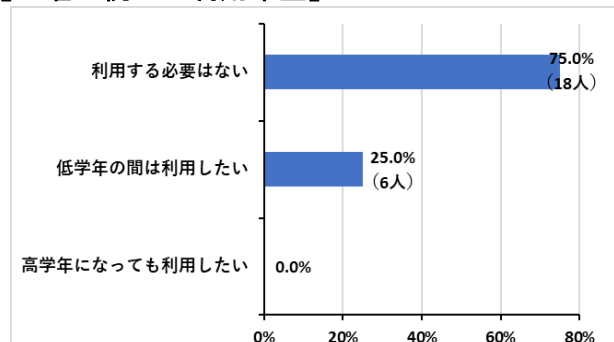


■児童クラブの利用について

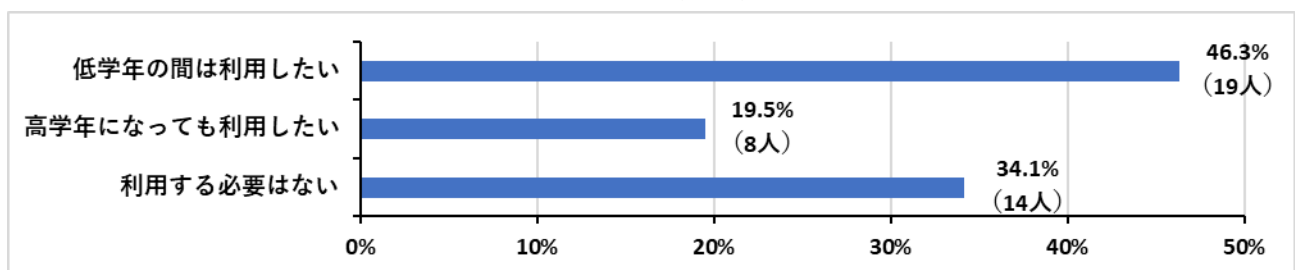
【土曜日の利用希望】（N=24）



【日曜・祝日の利用希望】（N=24）



【夏休み・冬休みなどの長期休暇中の利用希望】（N=41）



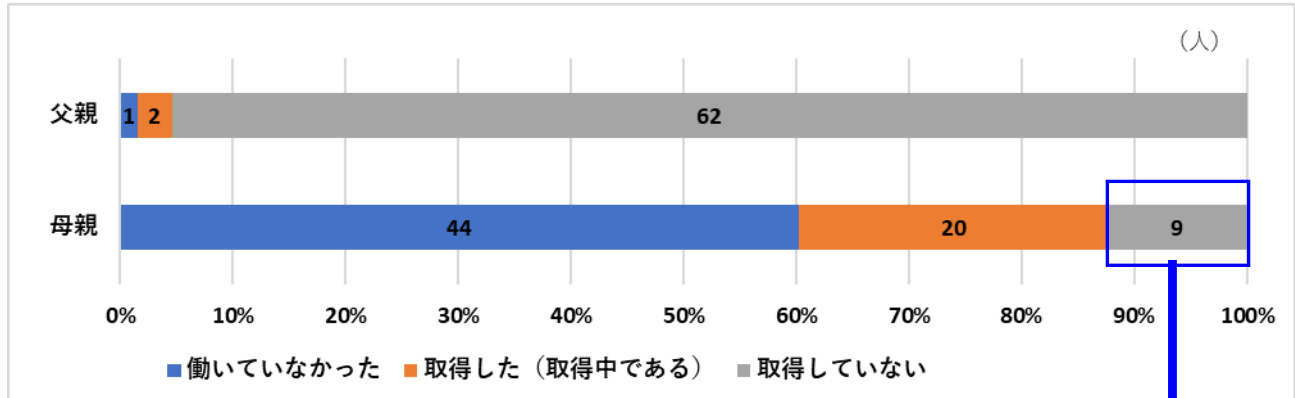
〔保護者の声（アンケートより抜粋）〕

- ・土曜日や振替休日、長期利用時の開始時間を8時より早くしてほしい。
- ・保育園の延長が18:30までに延びたのはすごく助かったが、保育園を卒園したら児童クラブは18時までのため結局30分の延長を効果的に利用することはできていない。児童クラブも併せて延長できることが望ましい。早めの対応をお願いしたい。
- ・兄妹が小学校と保育園という別の場所の今、子ども達が過ごしやすい生活環境を整えてほしい。
- ・長期利用する場合、夏場は衛生上お弁当を持たせるのが心配なので給食を希望する。

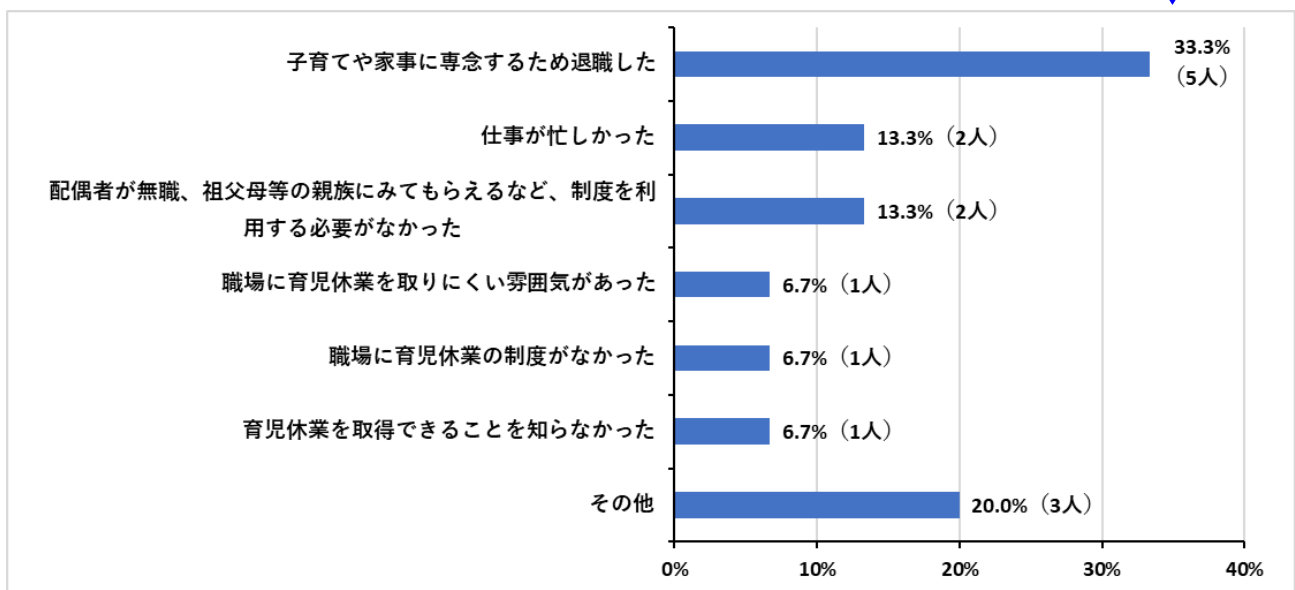
⑫育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

育児休業の取得した方は、父親は3.1%、女性は27.4%となっています。取得していない理由として仕事や職場環境により取得できなかった方もおられます。また、育児休業等の制度について「知らなかった」と回答する方もあり、制度についての周知や取得しやすい環境づくりが求められます。

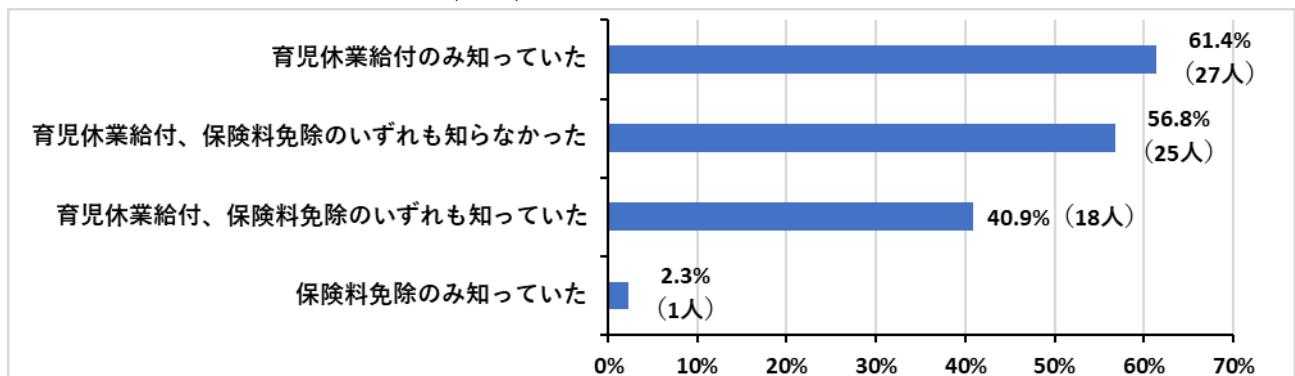
■育児休業の取得状況 (N=72)



■母親の育児休業を取得していない理由(複数回答) (N=12)

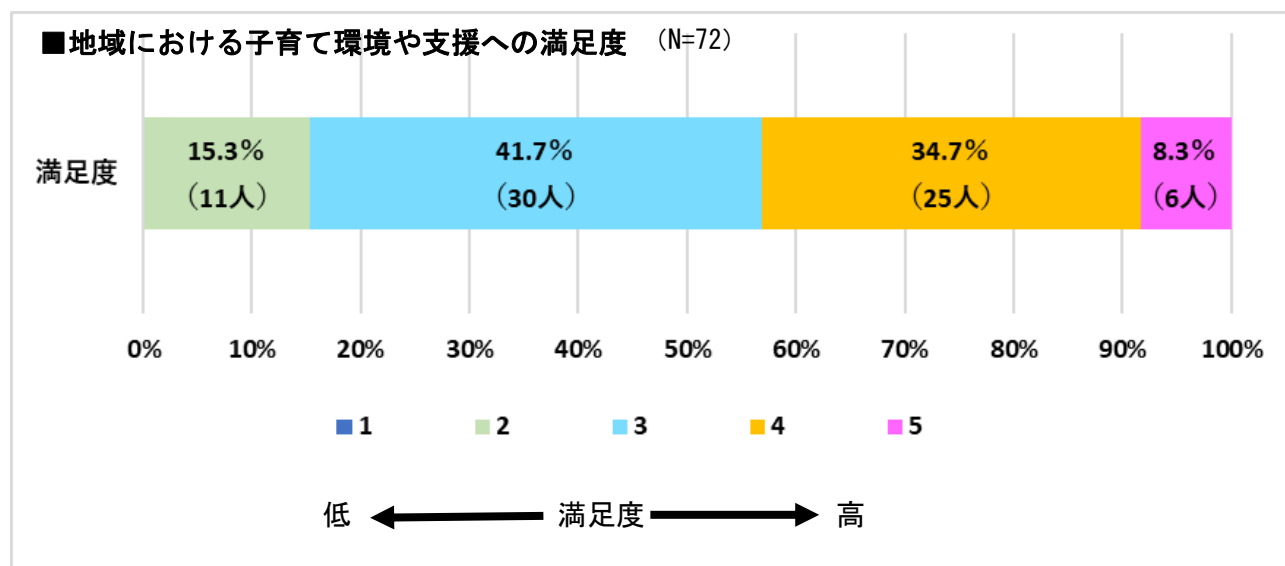


■育児休業等の制度の認知状況 (N=71)



⑬地域における子育ての環境や支援への満足度

満足度について、「3」と回答した方が41.1%と一番多く、次いで「4」と回答した方が34.2%となっています。やや低い「2」と回答した方が16.4%とおられ、町への要望や意見等も多数あるように、今後も子育て環境や支援について改善が求められています。



⑭ 町への要望や意見等

〔経済的な支援〕

- ・学用品や制服などの費用がかかる。町内で譲り合うことができるしくみがあるとよい。
- ・今まで3人目からは保育料の補助があり、生活をする中でとてもありがたい。3人目以降は条件なく保育料や（その他のもので）を補助してもらえたらと思う。

〔保育園について〕

- ・土曜日の保育園を1日にしたら働いている親は助かる。
- ・日曜日祝日に仕事の人もいるので休日に保育園を利用できるようにしてほしい。
- ・保育園の利用について出産後は退園となり一時保育を利用した。体調や子育ての状況により検討して欲しい。対応がよければもう一人子どもを産みたかった。
- ・分園で土曜日に人数が少なく保育できない場合に、本園で対応ができれば、保護者も気遣いなく預けることができる。

〔学校について〕

- ・発達障害等、発達に課題がある児をどう支援していくか。軽度の場合は使えるサービスも限られており（児童全般）学校教育に関しても障害の重たい子よりは支援が入りづらいので一般学級でどう学力を向上させていくのが難しい。

〔子育て環境や情報について〕

- ・保育園以外で本を借りたり読んだりできる図書館と乳児、幼児が室内で遊べたり読み聞かせなどが無料で利用できる場所があるとよい。
- ・eライブラリ等の利用ができるような場所があるとよい（インターネットに接続してないため）。
- ・通学路の安全確保、外灯のチェック、信号機の設置など交通安全に配慮してほしい。

〔その他〕

- ・保育園、小学校、学校・教育委員会、町で全体行事のバランスをとってほしい。
- ・奈古・宇田・福賀の子どもたちの交流をたくさんしてほしい。子どもたちでバス等を利用して行事や日常生活と一緒に過ごして欲しい。
- ・スポーツ少年団の入部が少なく、存続が難しい。スポーツを通して学ぶことの大切さ、楽しさをたくさん子ども達に知ってほしい。見学会や体験会を実施してみたい。
- ・予防接種の期間が切れる前に注意を促して欲しい。

第3章 子ども・子育て支援法に基づく事業実績と実施状況について

1 地域子ども・子育て支援事業の実績について

子ども・子育て支援法第61条第2項第2号に基づき、計画内に本町が地域の実情に応じて実施する事業を定めています。各事業の実績及び計画について報告します。

		平成27年度計画	平成27年度実績	平成28年度計画	平成28年度実績
(1)利用者支援事業		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
(2)地域子育て支援拠点事業 (月間利用者数)		26人/1カ所	78人/1カ所	25人/1カ所	77人/1カ所
(3)妊婦健康診査 (年間延利用者数)		210人	122人	210人	105人
(4)乳児家庭全戸訪問事業		15人	15人	15人	7人
(5)養育支援訪問事業		17人	17人	15人	3人
(6)一時預かり事業 (年間延利用者数)		832人	95人	824人	152人
(7)延長保育事業		-	-	事業実施検討	検討中
(8)病児保育事業		-	-	事業実施検討	検討中
(9)放課後児童健全育成事業	低学年	17人	33人	16人	38人
	高学年	10人	4人	11人	9人

	平成29年度計画	平成29年度実績	平成30年度計画	平成30年度実績	令和元年度計画	令和元年度実績
(1)	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
(2)	24人/1カ所	81人/1カ所	24人/1カ所	58人/1カ所	24人/1カ所	41人/1カ所
(3)	210人	131人	196人	122人	196人	66人
(4)	15人	6人	14人	9人	14人	4人
(5)	15人	0人	14人	3人	14人	0人
(6)	824人	89人	832人	164人	806人	116人
(7)	事業実施検討	検討中	開所時間延長	開所時間延長	3人	9人
(8)	事業実施検討	検討中	事業実施検討 (広域利用検討)	県内広域利用締結	82人	6人
(9)	16人	33人	12人	27人	13人	33人
	11人	10人	13人	14人	10人	11人

2 基本施策の実施状況・評価

(1) 地域における子育て支援の充実

① 地域における子育て活動の支援

【町の取り組み】

民生委員や子育てボランティアによる子育て教室やひよこクラブでの活動支援を実施。

各婦人会で子育て輪づくり推進事業による子育て世代の輪づくり支援を実施。

【結果・評価】

地域の子育て支援者が増加したことにより、子育て中の母親と地域のつながりができた。

地域の子育て支援の担い手が不足しているため、子育てボランティアを新たに育成し、子どもと子育て中の家庭を支えていく体制づくりが必要。

② 子育て中の親が交流できる場所づくり

【町の取り組み】

子育て支援センター（ひよこクラブ）の活動として月 4 回の活動を実施し、親子ふれあい遊びや子育て相談、園庭開放や保育園行事への招待を行い交流の場を作った。また、みどりママの会の活動支援を行った。

【結果・評価】

保護者が交流できる場は増えてきており、参加している保護者のリフレッシュや交流の場につながっているが、出生数が減少し交流できる人が限られている。

また、みどりママの会の活動を地域に向け発信し、子どもが育っていくよりよい環境づくりにつながるよう支援を継続していく。

③ 子どもの居場所づくりの充実

【町の取り組み】

放課後子ども教室事業を小学生対象に実施。阿武小学校区では、月に 1 回教室を開催。地域探訪や柔道教室、七草がゆ作りなどの体験活動を中心に事業を展開している。福賀小学校区では、毎週 1 回教室を開催。日常の学習活動とともに工作やニュースポーツ体験、料理教室などを定期的に開催している。

【結果・評価】

放課後子ども教室ならではの体験の機会を通じて、子どもたちの学校教育以外における学習意欲も向上している。特に H3 1 年度は、福賀小放課後子ども教室で夏休みの特別教室を至誠館大学 MCL（Music Communication Lab）音楽奏で隊と協同して行い、普段地域で触れる機会の少ない大学生と関わりハンドベルの体験などを通じて交流・学びを深めると共に、高齢者福祉複合施設いらお苑での発表を行い地域の高齢者と接する機会をつくった。今後も放課後子ども教室を活用し安心して学べる場作りを進めるとともに、様々な体験活動の機会をつくり、非日常体験や異年齢との交流を図りたい。

(2) 子育て家庭への支援の充実

① 子育て相談・情報提供体制の充実

【町の取り組み】

保育園や教育委員会など子育て家庭が相談しやすい体制づくりを実施。子育て支援センターの活動や子育て教室、子育て世代包括支援センター「おひさま」など各事業実施時に子育て相談を実施した。また、「おひさまカフェ」を開催し、子育て世代が情報共有できる機会やお互いに交流できる場を作った。

情報提供体制として各教室で子育てに関する情報を提供し、「ほっとハウスみどり」や「おひさま通信」の発行を行った。

【結果・評価】

保護者同士の交流や情報交換できる機会が減少している。対象者のニーズに合わせた教室の開催や情報提供の実施が必要。また、「おひさまカフェ」を保護者が集まる機会で開催し、保護者同士のつながりができる体制を整えていく。

② 親子のふれあいの充実

【町の取り組み】

子育て支援センター「ひよこクラブ」や子育て教室「あそびの教室」を実施し、親子のふれあい遊びや年齢の応じた遊びの紹介・体験を行った。

【結果・評価】

出生数の減少や核家族化により、子どもの発育や発達を自然に学べる機会が減少している。今後は、教室を通じて親子でふれあいができる場を作り、ふれあいや遊びを通して子どもの成長を促すことを学べる場を作っていく必要がある。

③ 子育て家庭への経済的支援の充実

【町の取り組み】

福祉医療費助成制度に該当しない高校生までの子どもの医療費の自己負担分を助成することも医療費の助成を実施。また、多子世帯の保育料等軽減事業（令和元年度まで）や幼児保育無償化事業（令和元年度開始）を実施した。子育て世代への支援として、出産祝い金を支給している。

【結果・評価】

子ども医療費の助成事業や多子世帯応援保育料等軽減事業は、経済的負担の軽減につながっている。保育料無償化により、保護者の負担が軽減したものの、無償化とともに入園世帯が増加している。高校生までの医療費の無償化により、育児にかかる経済的負担も緩和することができ、経済的な面で子育て家庭を支援することができた。

(3) 親と子の健康の増進

① 子どもや母親の健康維持

【町の取り組み】

妊婦健診、乳幼児健診、歯科健診を行い、未受診者には受診勧奨や訪問を実施。また、幼児健診で栄養相談や歯科衛生士による歯科指導を行い、保護者の育児不安の解消のため保育士や保健師による子育て相談を実施。令和元年度には、子育て世代包括支援センター「おひさま」を開設し、妊娠期から子育て期における仲間づくりと切れ目ない子育て支援ができる体制を整え、母子健康手帳交付時や子育て教室を通し、母子の健康管理についての相談や指導を行った。

【結果・評価】

子どもの発育発達を確認する場は増えてきた。支援の必要な子どもが継続的に支援が受けられる体制、発達を促すための環境づくりが必要。また、妊娠期からの仲間づくりと切れ目のない子育て支援の充実を実施していくため「おひさま」の機能を充実させていく。

② 心と体を育てる食育の推進

【町の取り組み】

保育園保護者を対象とした食を通じた親子のふれあい教室、小学生の生活習慣病予防事業、中学生には郷土料理や弁当作りを通じて食の大切さや感謝の気持ちをもつ授業を実施した。

【結果・評価】

食は空腹を満たすだけでなく、心と体を作ることを理解し、自分の健康のためにどのように食べることが必要であるかを子どもから保護者まで対象者に合わせてわかりやすく、調理実習等の体験活動を含めて継続して伝えていく

③ 小児医療体制の充実

【町の取り組み】

新生児訪問時に、小児救急電話相談や萩・阿武健康ダイヤル 24 の啓発、事故予防や相談場所の啓発を実施。年 1 回保育園で救命講習の開催を行った。

【結果・評価】

救命講習には、継続して参加する保護者が多く、救命講習だけでなく怪我や病気時の対応も学ぶことができている。今後も緊急時の相談窓口の啓発と救急時の対応ができる保護者を増やすため継続した講習会の開催をしていく。

④ 不妊治療に関する支援

【町の取り組み】

不妊治療費助成事業として、県事業の人工授精費助成、特定不妊治療費助成の受付、町事業の一般不妊治療費助成を実施。また、特定不妊治療費助成該当者には町の上乗せ事業を実施。広報誌での普及啓発、相談窓口の周知を行った。

【結果・評価】

高額な治療費がかかることから、治療を断念する人も多いため、助成事業内容の拡充を行う。また、継続して相談事業と不妊治療費助成事業の普及啓発を行う。

⑤ 発達支援の充実

【町の取り組み】

保護者が児の発達を確認する場として、5 歳児相談や幼児健診を実施。相談の機会として子育て相談会、各種専門機関を紹介した。支援が必要な児を対象とした発達支援教室を開催した。

【結果・評価】

相談会等を通して保育園の様子を伝えることで保護者の気づきにつながった。低年齢児の教室体制も整え、早期から療育や発達支援を行うことができ、児の成長を促すことにつながった。今後は、家庭、保育園と連携し、発達を促すことができる環境づくり行う必要がある。

(4) 要保護児童等への支援の充実

① 児童虐待防止対策の充実

【町の取り組み】

ハイリスク者の把握として、母子健康手帳の交付時での面談や新生児訪問時の産後うつ病チェックを実施。乳幼児健診でのアンケートや子育て相談を通じて虐待の有無の把握、支援の必要性を判断した。また、子ども支援会議の定期的な開催、必要に応じてケース会議を開催し関係機関と情報共有した。

【結果・評価】

保育園・小中学校・教育委員会等の関係機関や児童相談所と連携を図り、リスクのある妊婦から中学生までの情報共有、支援の方向性を協議し、統一した支援を行うことができた。今後も、育児に不安や困難を抱えたり、孤立している保護者等の相談・支援体制の整備を行う。また、要保護児童の発生予防、迅速な把握・対応ができるよう小学校・児童相談所など関係機関との連携を深め、こまめな情報の共有化を進める。

② ひとり親家庭の自立支援の充実

【町の取り組み】

ひとり親家庭支援として就職資金貸付制度、児童扶養手当や福祉医療制度等の支援策の推進、保育や放課後児童健全育成事業の優先利用の配慮、公共職業安定所との連携による就労促進事業を実施。

【結果・評価】

ひとり親が窓口に来た時に制度の説明、申請手続きがスムーズに行えた。今後も対象者が早期に制度利用できるように窓口連携をはかり周知を行っていく。

③ 障害児など特別な支援が必要な子どもへの支援

【町の取り組み】

障害や病気が早期に発見できるよう妊婦健診や乳幼児健診の受診を促し、必要に応じて医療機関と連携し、訪問指導等を実施。また、早期の治療や療育を受けることができるよう精密検査の体制を整え教育相談等の発達検査が受けられる専門機関の紹介を行った。また、情報連携を密にし、ニーズに応じたサービス検討を実施した。

【結果・評価】

障害児サービスが提供できる機関が限られていることから、身近な場所での受けられる療育や地域の中で支援が受けられる体制を整えていく必要がある。

(5) 子育てと就労等の両立支援

① 多様な保育サービスの充実

【町の取り組み】

一時預かり事業、延長保育事業の開所時間の延長、障害児保育を実施した。また、みどり保育園に外国語青年招致事業を行い、園児が日常生活の中で英語や異文化に触れる機会をつくった。

【結果・評価】

家庭の事業に合わせて多様なニーズに柔軟に対応した。障害児保育を実施し、必要に応じて子育て支援センターからふるから助言や指導を受け、対象児の特性に合わせた対応を行った。また、外国青年の招致を受け入れ、日常生活内で異文化に触れる機会を持つことができた。

② 放課後児童健全育成事業の充実

【町の取り組み】

1年生から6年生までを対象とした放課後児童クラブ、放課後子ども教室を開催。児童クラブでは、児童クラブだよりの発行、行事食を作り、外部講師による教室を開催した。放課後子ども教室とも連携し、スポーツや調理実習、工作等様々な体験活動を行った。

【結果・評価】

放課後児童クラブは、1～2年生の利用が多く、高学年になると退会している。放課後子ども教室のみの参加者は1人～4人と少なく、児童クラブと協働して活動している。事業内容の魅力化とともに、地域住民を講師に招き地域とのつながりと積極的に巻き込んで事業を展開していく必要がある。さらに、発達特性のある児童の対応等、指導員の研修会への参加や小学校や教育委員会、保育園等の関係機関等の情報連携により、児童や家庭の支援を行っていく必要がある。

③ 仕事と子育ての両立の推進についての普及啓発

【町の取り組み】

以前は産前産後2ヶ月を過ぎると児童を保育園から退所せざるを得なかったが、育児休業中でも児童を保育園に預けることができるようになったことや延長保育や一時保育等の保育サービスについて、保護者説明会を開くなどして様々な保育サービス制度の普及に努めた。

【結果・評価】

育児休業中でも児童を保育園に預けることができるようになったおかげで、様々な保育ニーズに対応することができた。延長保育や一時保育の実施により、仕事等の理由で保育が必要な家庭のきめ細かい支援を行うことができた。

(6) 子どもがのびのび育つ学習環境の整備充実

① 次世代の親の育成

【町の取り組み】

小学校では出前講座として思春期教育の実施、中学校・高校では、妊婦や乳幼児とのふれあい教室を学校と一緒に取り組んだ。また、中学校や高校には地域のボランティアや民生委員にも参加してもらい、地域とのつながりの場を作った。

【結果・評価】

出前講座では、学校と一緒に実施することで小学生のころから正しい知識を知ること、自身の体を大切にすることを伝えるよい機会となっている。中高生が乳幼児とふれあえる機会が減少しているが、授業を通して命の大切さを感じ、自己肯定感を高める機会になっているため、今後も継続した取り組みが必要。

② 知育・徳育・体育の充実

【町の取り組み】

学力向上担当者会議を年間2回以上実施し、小・中学校での取組を検討し、各校のプランの見直しと改善を図ってきた。

学校・家庭・地域社会の連携の推進として、コミュニティスクールによる学校運営（給食食べちゃおう会）、学校支援（PTA 活動として読み聞かせ）、地域貢献（ふるさと祭りへの参加や福祉施設でのボランティア活動）の取り組みを進めた。平成30年度には、中学生による地域貢献ボランティア事業をスタートさせ、令和元年度には、高校生にまで範囲を拡大させ事業を実施した。

【結果・評価】

コミュニティスクールによる学校運営、学校支援、地域貢献について、各学校において工夫を凝らしながら活動を進めている。特に、阿武小学校で実施されている給食食べちゃおう会は令和元年度7回、PTA 活動として読み聞かせは47回実施された。また、中学生・高校生による地域貢献ボランティア事業は、高校生の参画により、一層幅広い活動ができるようになった。令和元年度のボランティア数は17件（平成30年度10）、依頼所の数は10（平成30年度5）、参加延べ人数は中学生160人（平成30年度77人）、高校生90人であった。この活動は、生徒自らが希望して参加する阿武町独自のシステムであり、土日や長期休業を活用して、阿武町のために健気に頑張っている素敵な中学生や高校生がいることを地域の方々は頼もしく思っている。

③ 地域の特色ある体験学習の充実

【町の取り組み】

学校・家庭・地域社会の連携の推進として、コミュニティスクールによる学校運営（給食食べちゃおう会）、学校支援（PTA 活動として読み聞かせ）、地域貢献（ふるさと祭りへの参加や福祉施設でのボランティア活動）の取り組みを進めた。平成30年度には、中学生による地域貢献ボランティア事業をスタートさせ、令和元年度には、高校生にまで範囲を拡大させ事業を実施した。

【結果・評価】

各学校では、コミュニティスクールを核として学校運営、学校支援、地域貢献を進めている。学校と家庭、地域が連携することにより、子どもたちはより良い学びをすることができ、地域の活性化を図ることができた。また、中高生による地域貢献ボランティア事業では、生徒が主体的に地域と関わる場面が多くみられた。学校や家庭、地域が一体となった学習を教育課程の中に位置づけ、実施することによってふるさとを愛し、誇りに思い、自信をもって語る児童

生徒を育成することにつながっている。

④ 人権教育の実施

【町の取り組み】

人権教育に関わる資料収集及びそれらを活用した授業実践を行っている。授業実践の中から好事例を3つの小中学校全学年が出し、事例集として蓄積している。また、教員の人権教育に関する資質を高めるために、阿武町教職員人権研修も毎年開催している。

【結果・評価】

蓄積された実践事例は小・中合わせて50を超え、様々な人権課題を広くカバーできるようになってきている。各学校で実施している人権参観日では、保護者の前で人権について学ぶことで、自分や他者の権利について真剣に考える姿が多く見られた。同時に、保護者にも人権について考える機会を提供することができている。

（7）子どもの安心・安全の確保

① 良質な住宅の確保

【町の取り組み】

岡田橋団地の拡充や尾無の住宅等の新設により、子育て世代が暮らしやすい環境を整えることで、より安全かつ快適な環境で子ども育てることができる。

【結果・評価】

岡田橋団地の拡充により、より多くの子育て世代が住むようになり、子育て家庭同士のコミュニケーションが深まった。地域の行事に参加する機会も増え、より地域に根付いた子育て活動を行うことができるようになった。

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【町の取り組み】

乳幼児チャイルドシートの購入助成、阿武町通学路交通安全プログラムの推進、児童生徒が安全に通学できるように、関係機関が連携して取組を行う基盤となる阿武町通学路交通安全プログラムを策定し、国土交通省萩国道出張所や萩土木建築事務所、町土木建築課等が毎年1学期初旬に阿武町通学路安全推進会議を開催している。合同点検を実施し、対策必要箇所については関係機関が相談し、防護柵設置等のハード面、交通安全教育の充実等のソフト面の両方を視野に入れて対策を実施している。

【結果・評価】

通学路交通安全プログラム

各学校から、対策が必要と思われる場所の問題点が、児童や保護者、地域住民の意見を文字にしたものだけでなく、画像を添えて提出されるので、誰がどう対策を取るのか非常に考えやすく、その結果として、街灯の整備がなされたり、注意喚起の看板が設置されたりと、児童生徒が安心して通学できる環境が維持されている。

③ 子どもを犯罪から守る環境の整備及び活動の推進

【町の取り組み】

保育園や学校において防犯訓練、防犯外灯等防犯施設の整備を実施した。

（子ども110番の家の推進）

子ども110番の家を奈古地区10箇所、福賀地区5箇所、宇田郷地区5箇所の計20箇所を指定し、それぞれの事業所・施設にぼり旗等を配布・設置してもらうことで、児童・生徒への周知と共に、各事業所・施設に対して児童生徒の見守り等に積極的に関わっていただいている。

（青少年の非行・犯罪の防止）

青少年の犯罪・非行の防止に向け、各小・中学校の校長と生徒指導主任、及び各校の PTA 役員による「たくましく心豊かな阿武っ子育成協議会」を設け、年 2 回の会議を実施し、児童生徒の諸課題について共通理解し、その対策について協議を進めている。

【結果・評価】

子ども 110 番の家には、萩阿武商工会議所担当者と教育委員会の生徒指導担当者（2 名）が年に複数回のぼり旗の設置状況を確認するとともに、各事業所・施設に対し引き続き協力を依頼している状況である。今後は、管内警察署や教育委員会から発出される不審者情報を迅速に共有し、より効果的な運用に努める必要がある。

「たくましく心豊かな阿武っ子育成協議会」では、主にいじめ対策について協議を行っており、他地域に比べ児童・生徒が比較的落ち着いた学校・家庭生活を行っており、反社会的な問題行動の事象も少ないため、今後もいじめ対策を中心に協議を進め、青少年の健全育成の一助としたい。

④ 安心して遊ぶことができる環境の整備

【町の取り組み】

保育園の遊具整備や安全点検の実施や更新を行った。

【結果・評価】

保育園遊具の点検や必要に応じて更新、福賀児童クラブに室内エアコンの設置を行った。安全に遊ぶことができるよう、定期的な点検を行い、常に安心して子ども達が利用できる環境整備を行っていく。



第4章 課題のまとめ（現状に対する今後の方針）

1 結婚の希望を叶えるための支援について

町では男女とも30歳代の未婚率が高い現状にあります。結婚は、個人の価値観に基づいて選択されるものであることを前提としつつ、結婚を希望する方に出会いの場を提供するとともに、若者の安定した雇用に向けた支援を充実し、社会全体で応援する取組を推進します。また、中学生や高校生等にも結婚や子育て等のイメージする機会や職場体験等、ライフデザイン構築のための支援を行います。

2 妊娠・出産の希望を叶えるための支援について

町では近年急激に少子化が進行しています。妊娠・出産の希望を叶えるための不妊治療への支援の充実を図るとともに、妊産婦、乳幼児の健康な体づくりや母子保健対策の充実、子育て世代包括支援センター「おひさま」を中心に、関係機関と連携し妊娠期から産後、子育て期までの切れ目ない支援体制を構築します。

3 安心して子育てできる環境づくりについて

誰もが安心して子育てできるように、教育・医療に係る経済的負担の軽減をはじめ、健やかな心身の成長のために学校・地域・家庭が連携した教育環境づくりを推進します。

とくに乳幼児期、学童期における食生活、運動、歯、口腔の健康をはじめとする望ましい生活習慣の確立を図り、将来にわたる健康づくり対策の充実に努めます。

また、子育て家庭の多様なニーズを踏まえて、質の高い保育、放課後児童クラブ等を利用できるよう地域や関係機関との連携、関係する人材の育成に努め、安心して子育てできる環境づくりを行います。

4 仕事と家庭生活との両立について

町では就業したり、就業しながら子育てすることを希望する女性が多いため、女性が働きやすい職場づくりを支援することが求められます。また、子育て家庭には核家族が大半であり、多様な働き方の推進や育児休業、短時間勤務等の多様な制度の周知、利用促進を行うとともに、男性の家事・育児参画の促進に向けた取組を重点的に推進します。

5 子どもと子育てにやさしい社会づくりについて

子どもや家庭に関わる機関や各種団体等、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携を図り、親子が共に楽しめる場づくりや地域の子育て関係者によるネットワークの強化、地域の子育て支援の輪を広げます。

また、子育てに配慮した住宅の確保や安心して外出でき、安全に遊ぶことができる環境づくりを行います。

6 困難を有する子どもへの支援について

町内にも多くはありませんが困難を有し支援を必要とする子どもがいます。児童虐待や子どもの貧困問題等、本人の努力の及ばぬところで、子どもたちの有望な将来が閉ざされることがないように、関係機関で連携をとり早期に発見し対応できるしくみづくりを行います。また、ひとり親家庭への支援等、子どもと家庭を支援する取組を行います。

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域設定

子ども・子育て支援法第61条に基づく国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本町では、これからも町全体で地域での子育てを行っていくことから、町全域を「一区域」と設定し、子育て支援施策を展開していきます。



2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号に基づき、教育・保育提供区域における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めるものとされています。

新制度では、「施設型給付」と「地域型保育給付」を創設し、幼児期の学校教育・保育に対する財政支援の仕組みを共通化します。これにより、保育所や幼稚園等の教育・保育事業を利用する子どもは認定を受け、給付を受ける必要があります。

これまでの実績やアンケート調査の結果をふまえて、認定区分ごとに、下記のとおり量の見込みと確保方策を定めます。

区 分		令和2年度				令和3年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり		
①量の見込み	必用利用 定員総数	0人	42人	4人	14人	0人	36人	10人	21人
②確保方策 (内訳)	特定教育・ 保育施設	0人	42人	4人	14人	0人	36人	10人	21人
	萩市内 幼稚園		保育所	保育所	保育所	萩市内 幼稚園	保育所	保育所	保育所
	地域型 保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

令和4年度				令和5年度				令和6年度			
1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり			学校教育のみ	保育の必要あり		
0人	31人	10人	14人	0人	24人	10人	20人	0人	24人	10人	20人
0人	31人	10人	14人	0人	24人	10人	20人	0人	24人	10人	20人
萩市内 幼稚園	保育所	保育所	保育所	萩市内 幼稚園	保育所	保育所	保育所	萩市内 幼稚園	保育所	保育所	保育所
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【認定区分】（子ども・子育て支援法第19条第1項）

- ・1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの
- ・2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- ・3号認定：満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法第61条第2項第2号に基づき、本町が地域の実情に応じ、本計画に従って実施する「地域子ども・子育て支援事業」について、これまでの実績やアンケート調査の結果をふまえて、下記のとおり量の見込みと確保方を定めます。

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。本町では、各関係機関が随時情報提供や相談等を行うとともに、役場健康福祉課を中心に関係機関との連絡調整を行っていきます。

利用者支援事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
②確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
確保方策について	令和元年度に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、関係機関と連携しながら、利用者のニーズにあった支援を行います。				

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本町ではみどり保育園に併設している「子育て支援センターほっとハウスみどり」を設置しています。

地域子育て支援拠点事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1
②確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
確保方策について	現状の1か所に対応可能であるが、子育て支援員の研修への参加等により質の向上に努めます。				

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	対象者人数(人)	10	10	10	10	10
	健診回数(回)	14	14	14	14	14
	実施数(延回数)	140	140	140	140	140
②確保方策(延回数)		140	140	140	140	140
確保方策について		現在、実施している妊婦健康診査事業で対象者全員に対し対応が可能。引き続き対象となる妊婦全員に対し事業を実施し、必要量を確保します。				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（実人数）	10	10	10	10	10
②確保方策（実人数）	10	10	10	10	10
確保方策について	現在、実施している乳児家庭全戸訪問事業で、乳児のいるすべての家庭の訪問を実施します。引き続き事業を実施することで必要量を確保します。				

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（延人数）	3	3	3	3	3
②確保方策（延人数）	3	3	3	3	3
確保方策について	乳児家庭全戸訪問事業と連携して、支援を必要とする人を把握し、養育支援が必要と認められる児童及び保護者を対象に、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行います。				

(6) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。一時保育を行うことで、育児に対するリフレッシュにも役立てています。本町では、みどり保育園で現行同様に実施し、保育ニーズに柔軟に対応していきます。

一時預かり事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（延人数）	99	110	110	110	110
②確保方策（延人数）	99	110	110	110	110
確保方策について	引き続き、みどり保育園で一時預かり事業を実施します。みどり保育園で実施している一時預かり保育事業により必要量を確保することで子育て家庭の保育ニーズに対応します。				

(7) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。本町では、保育所の開所時間を超える保育ニーズに対応するために、開所時間の延長を継続して実施していきます。

延長保育事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（実人数）	16	16	14	14	14
②確保方策（実人数）	16	16	14	14	14
確保方策について	引き続き、みどり保育園で延長保育事業を実施し、必要量を確保します。				

(8) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。本町では、山口県全域での病児保育の利用が可能となり、様々な保育ニーズに対応していきます。

病児保育事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（延人数）	7	7	7	7	7
②確保方策（延人数）	7	7	7	7	7
確保方策について	令和元年度より開始した県内の広域利用により、引き続き県内での病児保育のニーズに対応できるよう取り組みます。				

(9) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。本町では、阿武小学校区については現行同様に実施、福賀小学校区については類似事業として町単独で実施し、さらなる活動内容の充実を図ります。

放課後児童健全育成事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年 (実人数)	27	38	16	33	12
	高学年 (実人数)	8	9	11	10	8
②確保方策		35	47	27	43	20
確保方策について		放課後児童健全育成事業においては、引き続き放課後児童クラブとして「阿武児童クラブ」と「福賀児童クラブ」の2カ所を実施します。近年の利用意向の高まりや地域の状況を踏まえ、開所時間等の運営方法を検討し、細かなニーズに対応できるよう取り組みます。				

第6章 計画の概要

1 計画の基本目標

若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子どもを産み育てることができるよう、町全体で子どもと子育て家庭を支える町づくりを進め、「みんなで子育て応援阿武町」を推進します

「みんなで子育て応援阿武町」

2 目指す姿と取組の方向

【目指す姿】

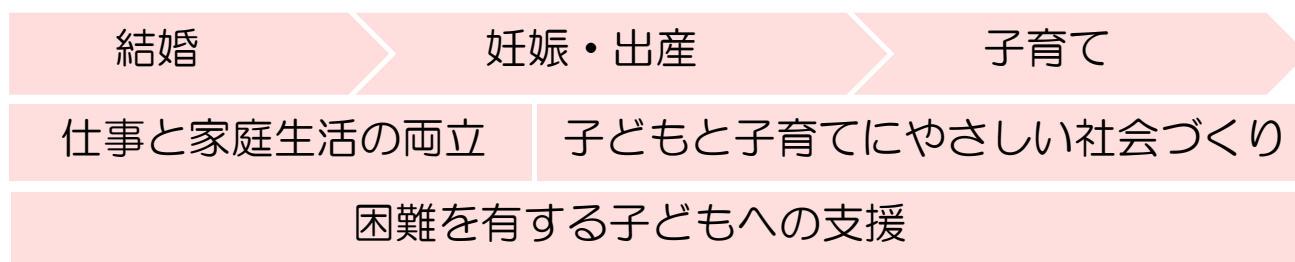
社会全体で子どもや子育て家庭を支える意識が町民に浸透し、安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる環境の中で、若い世代が生き生きと子育て等に取り組み、子どもたちが健やかに成長します。

- I 結婚を希望する人が出会い、結婚できる
- II 子どもを希望する人が安心して、妊娠・出産できる
- III 子どもが健やかに成長できる
- IV 仕事と家庭を両立できる
- V 子どもと子育て家庭をやさしく包み込む社会をつくる
- VI 全ての子どもが明るい未来を切り開くことができる

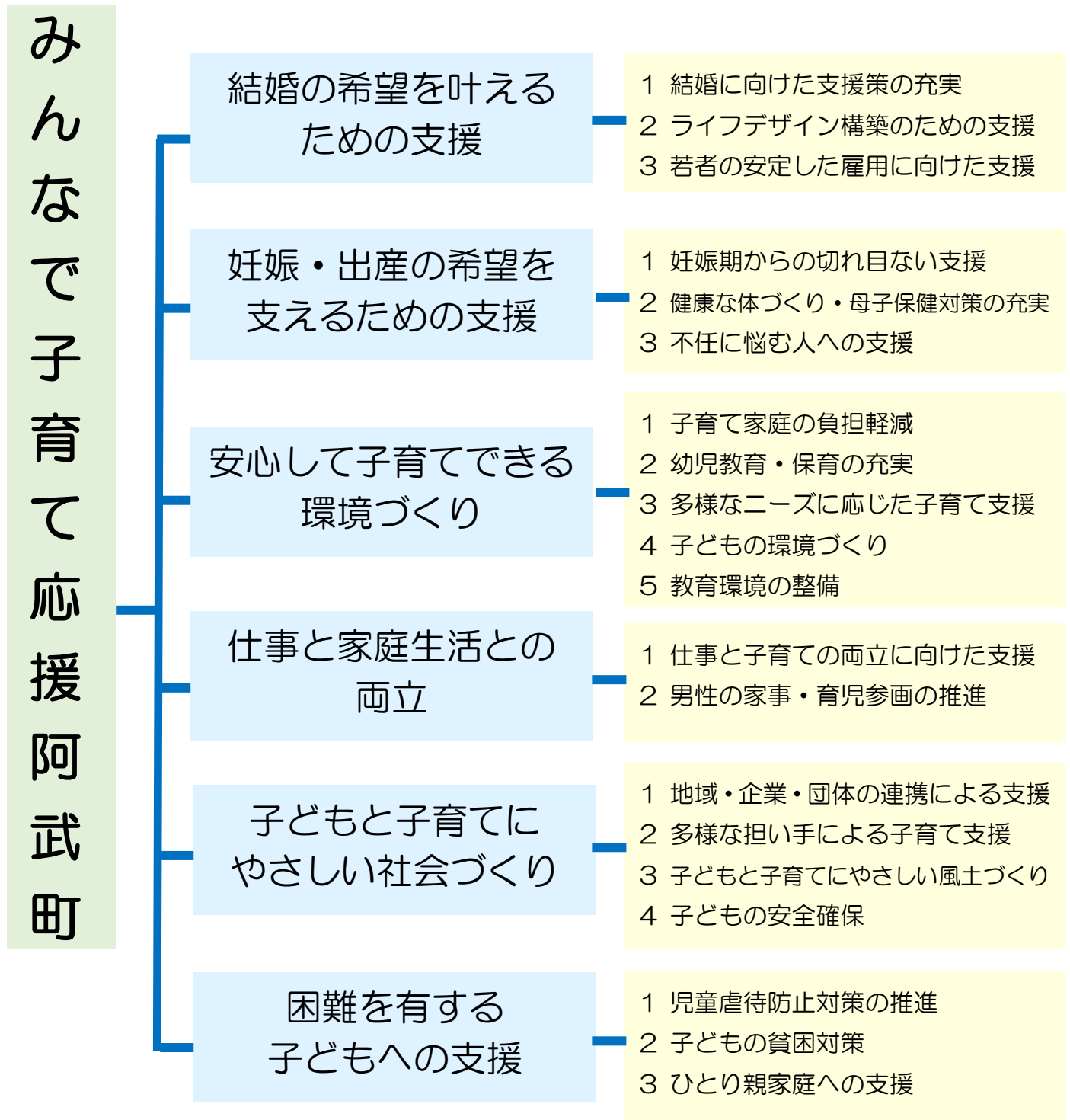
【取組の方向】

ライフステージの各段階に応じた切れ目ない支援により、誰もが安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる環境づくりを推進するとともに、働き方改革の推進や子どもと子育てにやさしい社会づくりの推進、また児童虐待防止対策や子どもの貧困対策等の充実により、子どもと子育てに理解のある社会を実現します。

【取組の推進】



3 計画の体系



第7章 施策の具体的な展開

1 結婚の希望を叶えるための支援

結婚は、個人の価値観に基づいて選択されるものであることを前提としつつ、結婚を希望する方に出会いの場を提供するとともに、若者の安定した雇用に向けた支援を充実し、社会全体で応援する取組を推進します。

(1) 結婚に向けた支援策の充実

施策の概要	担当課
■定住支援の促進 ・生活基盤としての住まいについて、若者世代や子育て世帯等のニーズに応じ、空き家の利活用の推進、住み替え支援、定住サポート制度の充実等、移住希望者のみならず、町外在住者に対しても定住支援を行います。	まちづくり推進課
■多様な交流の場づくり ・町内、県内、都市等との交流や体験、イベントの開催を通して町全体の活動量を増やします。参加者やイベント等に関わる方が、自然に新しい関係性を築くことができるような場づくりを積極的に行います。	まちづくり推進課

(2) ライフデザイン構築のための支援

施策の概要	担当課
■次代の親の育成 ・若者が進路を選択する前に、結婚や子育て等のライフイベントも踏まえ総合的に考えることを支援するため、乳幼児と中学生・高校生のふれあい体験等を行い、ライフデザイン形成を応援します。	教育委員会 健康福祉課
■主体的な生き方をめざすキャリア教育の推進 ・児童生徒が職業体験やボランティア等への参加により、地域の大人との交流や様々な体験活動を通して、将来のイメージづくりを行います。	教育委員会

(3) 若者の安定した雇用に向けた支援

施策の概要	担当課
■ 魅力・活力のある仕事づくり ・農畜産業・水産業・林業の稼ぐ力の底上げと本町にしかない産業としての魅力化を図ります。	まちづくり推進課
■ 企業誘致の推進による職場の確保 ・町出身者等と連携した企業誘致体制の強化等を行い、町内に新たな雇用の場を創出します。	まちづくり推進課
■ 多様な働き方の推進・支援 ・自らの力で起業したり、企業・複業・継業の支援等を行う等、地域特性を活かした新たな働き方を創出します。	まちづくり推進課

2 妊娠・出産の希望を支えるための支援

少子化の進行や核家族世帯の増加、地域社会との接点が少なくなっていることで、様々な不安や悩みを抱える親が増加しています。そのため、子育て世代包括支援センター「おひさま」を中心とした、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を構築するとともに、乳幼児期の健康づくり、また妊娠・出産の希望を叶えるための不妊治療への支援の充実を図ります。

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援

施策の概要	担当課
■相談体制強化事業 - 多様な子育て家庭が持つ様々な子育てに関する不安や負担に関して保護者等が気軽に何でも相談することができるよう、相談窓口や相談サービスについての周知を図ります。 「子育て世代包括支援センター」と「地域子ども支援センター」が連携し、身近な場所で妊娠・出産・子育ての相談受付や情報提供が可能となるよう相談体制の総合的な強化・構築を進めます。 - 子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センター、教育委員会、民生委員・児童委員、保健推進員、食生活改善推進員などの関係機関との連携を強化するとともに、保護者等へのワンストップサービスにより必要な情報の提供や相談・助言等も行えるよう、相談員の質の向上に努めます。	健康福祉課
■地域子育て支援センター「ほっとハウスみどり」 未就園児親子が、みどり保育園内にある子育て支援センターで集い、みんなで遊び、子どもと共に生活することの喜びを味わったり、悩みを語り合ったりしながら、友だちの輪を作る子育てのお手伝いをします。	みどり保育園
■子育て世代包括支援センター「おひさま」 - 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目のない総合的相談支援を提供するとともに関係機関等のネットワークづくりを推進します。 - 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、社会資源の開発を検討します。	健康福祉課
■妊産婦・乳幼児家庭等への訪問指導（産前産後サポート事業） - 妊婦に対する健康診査や、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行うなど、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。 - 養育上の様々な問題を抱える家庭に対して、保健師等の家庭訪問により、育児指導、家事援助、保護者の身体的・精神的不調に対する相談・助言などの養育支援を促進します。 - 妊産婦、乳幼児のいる家庭へ保健師、管理栄養士、保育士が随時訪問し、体調や発育発達の確認を行います。また、妊産婦・新生児については全員訪問し、児の発育状況の確認・予防接種説明・育児相談等の情報提供、産婦の体調を把握し育児に必要な支援を行います。	健康福祉課

施策の概要	担当課
■産後ケア事業 産後 4 か月未満の母子を対象に、利用可能な産科医療機関において、専門スタッフが心身のケア、育児サポート(授乳・沐浴・育児相談など)を行うことで、産後の子育てを支援します。	健康福祉課
■妊産婦にやさしい環境づくり 安心して妊娠、出産、育児ができるよう保健推進員などの地域の母子保健関係者が実施する子育ての輪づくりなどの活動を支援します。	健康福祉課
■子育て意識の啓発の推進 子育てガイドブック内に子育てに関する情報を集約し配布します。また、様々な事業を行事、広報等を通じて子育てのあり方や情報提供を図るとともに、楽しい子育てを実現する学習機会を充実します。	健康福祉課

(2) 健康な体づくり・母子保健対策の充実（乳幼児期の健康）

施策の概要	担当課
■母子健康手帳の交付 子育て世代包括支援センター「おひさま」で母子健康手帳を交付し、対象者全員に面談を行い、母子健康手帳の活用と母子保健事業について説明を行います。	健康福祉課
■妊婦健康診査 妊娠中、委託医療機関において 14 回分の一般健康診査を受けることができます。健診結果票により妊婦の健康状態を把握するとともに、未受診者には受診勧奨をし、異常の早期発見と安全・安心な出産を迎えるように支援するとともに、新しい命を育む家庭の負担を軽減します。	健康福祉課
■産婦健康診査 産後、委託医療機関において産後 2 週間頃と産後 1 か月頃の 2 回、産婦健康診査を受けることができます。健診結果票により産婦の健康状態を把握するとともに、医療機関と連携し、支援が必要な方へ早期支援を行います。	健康福祉課
■新生児聴覚検査 新生児に対して、新生児聴覚検査にかかる検査を実施し、障害の原因となる疾病の早期発見・早期治療に努めます。	健康福祉課
■乳児健康診査 生後 1 か月・3 か月・7 か月児を対象に医療機関における健康診査を実施します。受診結果票により児の発育発達状況を確認し、未受診者には電話等で受診勧奨を行います。	健康福祉課

施策の概要	担当課
■幼児健康診査 満1歳児～5歳児を対象に、問診、身体計測、小児科診察、歯科診察及び歯みがき指導、保健指導・食事相談・子育て相談・心理相談など行います。未受診者には電話等で受診勧奨を行います。	健康福祉課
■5歳児子育て相談会（5歳児発達相談会） 5歳児（年中児）を対象に、保育所等の集団生活に苦手さがある、就学に不安がある幼児をもつ保護者を対象に、特別支援教育地域コーディネーターや子ども発達支援センターからふるの保育士による子育て相談を設け、就学に向けての支援や準備など、具体的にイメージできるよう支援します。	健康福祉課
■子育て教室事業 乳幼児をもつ親子や妊娠中の方を対象に、あそびを通じて子どもの発達を促すための教室を開催し、親子の愛着形成と発達を促します。	健康福祉課
■予防接種事業 - 予防接種法に基づき、個別で予防接種を行い感染症の予防を図ります。また、訪問時に個別の接種スケジュールを作成し、適切な接種が行えるよう指導します。また、育児相談や幼児健診時に接種勧奨を行い、接種率の向上を図るなど、感染症対策に取り組みます。 - 任意予防接種に対する補助を行い、感染症の予防と経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
■フッ素洗口事業 町内保育所、小中学校と連携をとり、フッ素洗口を行いながらむし歯予防に取り組みます。	健康福祉課 教育委員会

（3）不妊に悩む人への支援

施策の概要	担当課
■相談支援 不妊等に関する医学的・専門的な相談、不妊による心の悩み等についての相談場所の紹介や不妊治療費等に関する普及啓発の促進を図ります。	健康福祉課
■不妊治療費助成事業 不妊治療を受けている夫婦に、治療費の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図ります。	健康福祉課

3 安心して子育てできる環境づくり

誰もが安心して子育てできるように、教育・医療に係る経済的負担の軽減をはじめ、乳幼児期からの子どもの健康づくりに向けた小児医療体制の確保、健やかな心身の成長のために学校・地域・家庭が連携した教育環境づくりを推進します。

(1) 子育て家庭の負担軽減

施策の概要	担当課
■子育て家庭への経済的支援 中学生までの家庭に児童手当を支給することにより子育て世代への生活の安定に寄与し、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することで、子育て家庭を経済的に支援していきます。	健康福祉課
■乳幼児医療費制度 乳幼児医療費助成制度や中学生医療費助成制度により、乳幼児から中学生までの医療費を助成することで、安心して医療が受けられるよう経済的負担を軽減します。	健康福祉課
■保育料支援事業 保育料の完全無償化により、3歳未満児を含むすべての児童の保育料・副食費を無償化することにより、保育にかかる負担を軽減し、より子育てをしやすい環境を整えるとともに、共働きの家庭を応援していきます。	健康福祉課
■就学援助 経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費等の学校で必要な経費の一部を助成していきます。	教育委員会
■住宅への支援 子育て世帯に配慮するため、町営住宅や空き家バンクの募集に際し、多子世帯や母子家庭・父子家庭に対する優先入居を行います。	土木建築課 まちづくり推進課

(2) 幼児教育・保育の充実

施策の概要	担当課
■保育所等の受け入れ体制整備（受け皿・情報提供・人材確保・人材育成） - 子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育実施するために必要な支援を行います。 - 保護者等が、円滑に教育・保育に係る施設等を利用できるよう、役場広報等にて教育・保育情報の周知を図ります。 - 地域の子育ての担い手を「子育てサポーター」として登録し、保育所等で支援を行います。	健康福祉課
■幼児教育・保育の質の確保（質の向上） - みどり保育園に外国語青年招致事業を行うことで、園児が日常生活の中で英語や異文化に触れる機会を得ることにより、外国語教育の場と地域の国際交流を推進していきます。 - みどり保育園において、心身の発達に応じたきめ細やかな指導を行うとともに、小学校教育への円滑な接続が可能となるよう質の向上に努めます。	みどり保育園 健康福祉課

施策の概要	担当課
■地域子ども・子育て支援事業 - 子どもやその保護者等が教育・保育を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供を行う利用者支援事業を行います。 - 子育て拠点の様々な事情に対応するため、一時預かり、延長保育、病児保育、地域子育て支援拠点の設置・支援など、子育てを支援するサービスの充実を図ります。	健康福祉課

(3) 多様なニーズに応じた子育て支援

施策の概要	担当課
■病児保育 病児保育施設の県内広域利用の実施により、県内の病児保育が可能な施設を利用することができ、体調に不安のある児童を預かることができることで細かいニーズにも対応した仕事を保育の両立支援を図ります。	健康福祉課
■放課後児童クラブ - 主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して授業終了後に児童に安全で適切な居場所を与え、児童の健全な育成を図ります。 - 長期休暇期間のみの利用も可能にすることで、家庭のニーズに併せて児童を保育し、放課後こども教室とも連携し、様々な体験を通して、集団の中で学習する場を整えます。	健康福祉課
■障害児対策の充実 - 町で実施する乳児健康診査、幼児健康診査等により障害の早期発見、早期療育を推進するため、医療・福祉・保健・教育機関等、関係機関との連携を強化します。 - 発達障害児やその家族が、身近な地域で切れ目のない支援を受けられるよう相談機関や療育機関、保育・教育機関等と連携を強化し、継続的に支援する体制を整備します。	健康福祉課
■療育支援事業 - 発達上、継続的な見守りやサポートが必要な幼児に対して、必要な医療機関や療育機関につなぐとともに、関係機関と連携をとりながら、親子の成長を支援します。 - 親子で参加する発達支援教室の開催や必要に応じて教育相談の機会を設け身近な場所で相談や支援が受けられる体制を整えます。	健康福祉課
■医療的ケア児への支援 - 医療・教育・行政等関係機関の情報共有を図るため、町教育支援委員会を医療的ケア児の協議の場として位置づけます。 - 医療的ケア児に関するコーディネーターを配置します。	健康福祉課

(4) 子どもの健康づくり（小学校以上の健康）

施策の概要	担当課
■子育ての安心を支える医療体制の確保 ・ 萩・阿武健康ダイヤル 24 や小児救急電話相談の啓発、事故予防や相談場所の啓発を行います。 ・ 乳幼児突然死症候群（SIDS）の発生予防に関する情報提供や、子どもの事故防止、応急手当等の講習会を開催し、いざというときに対応できる人を増やします。	健康福祉課
■心と体を育てる食育の推進 ・ 「食べたものが自分の体をつくる」という食の基本を大切にして、食の質にこだわり、空腹を満たすだけではない食事、心が豊かに幸せになる食事を考えながら子どもの食育体験を広げる取組を推進します。 ・ 地元の食材を学ぶ食育事業により、食べものに感謝する心を育てて、その食に関わる人々にも感謝する、地域の食を理解し、よりよく、たくましく食を選択する力を育てる取組を推進します。	健康福祉課
■次代を担う世代の育成 ・ 子どもの健やかな成長のために、食生活、運動、歯の健康をはじめとする望ましい生活習慣の確立を図り、将来にわたる生活習慣病の発症・重症化予防に向け、健康づくり対策の充実に努めます。 ・ 次世代を健やかに産み育てる基礎となる思春期の保健対策を推進し、保健と教育が連携して学校や地域における健康教育を促進します。 ・ 子どもの成長過程に応じた課題等について、正しい情報を提供するとともに、自分自身の心と体を大切に、自らの健康をコントロールし改善することができる力を育てるため、学校や地域における健康教育や性に関する指導の充実に努めます。	健康福祉課

(5) 教育環境の整備

施策の概要	担当課
■コミュニティスクール ・ 次代を担う子どもたちに必要な資質・能力の育成に向けて、学校はコミュニティスクールの仕組みを生かし、家庭・地域との連携・協働による学校運営を行います。	教育委員会
■人権教育の実施 ・ 多様な人権課題に多様な世代がアプローチし学ぶことができる機会をつくるとともに、地域の教育力の活用や体験的な活動の導入により人権感覚を育成し、豊かな人間性や社会性を育みます。	教育委員会

施策の概要	担当課
■教育環境づくり ・学力向上のための支援員配置など、児童生徒の状況に応じたきめ細やかな指導体制を充実することにより、基本的な生活習慣・学習習慣の定着を図ります。 ・教職員評価の活用や体系的な研修により、教職員の資質向上を図りつつ、校種間連携などに取り組み、授業改善を進め、児童生徒の学力の確実な定着と向上を図ります。	教育委員会
■特別支援教育の推進 ・特別支援教育の視点、合理的配慮や課題を抱えた児童生徒への学習支援などについて、校内コーディネーターを中心に研修を行い、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。	教育委員会
■学校・地域・家庭の連携 地域連携教育の充実 ・コミュニティスクールや地域協育ネットにおける取組の質の向上に向けて、推進の核となる人材の養成・配置、地域ぐるみの活動を推進し、山口県のめざす社会総がかりによる「地域教育力日本一」の取組を更に充実します。	教育委員会
■家庭教育支援体制の充実 ・「早寝早起き朝ごはん」をはじめとした子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図るため、家庭教育に関する意識の啓発、情報提供を積極的に推進します。 ・家庭の教育力の向上に向け、家庭教育講座の学習プログラムの開発や、家庭教育支援チームと連携した保護者や地域住民向けの家庭教育に関する学習機会を充実させます。	教育委員会
■地域における多様な教育 ・学校や公民館等を活用した子どもの居場所づくりや地域ボランティア活動の機会の提供等を進めるとともに、スポーツや文化活動などの様々な体験活動や世代間交流の推進、学校施設の開放等により、地域の交流活動を推進します。 ・スポーツを通じた心身の健全育成を図るため、スポーツ少年団活動の充実をはじめ総合型地域スポーツクラブの育成を促進するとともに、スポーツをより身近に感じ親しむ機会作りや、それぞれのスポーツ活動をサポートする指導者等の育成を進めます。	教育委員会
■キャリア教育の推進 ・キャリアパスポートを活用した系統的・計画的なキャリア教育を推進し、児童生徒の進路実現を図ります。コミュニティスクールの仕組みを生かし、地域人材を講師として招くなど、地域総がかりで子どもたちの人生観を磨いていきます。	教育委員会
■いじめ、不登校等への対応 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった学校外の専門家と連携しながら、いじめ等の問題行動や不登校の未然防止につながる心の教育を推進します。学校での教育相談体制を整備するとともに、研修会等を通じて教職員が様々な事案に適切に対応できるように資質向上を図ります。	教育委員会

4 仕事と家庭生活との両立支援

共働き家庭が増加し、就労形態も多様化する中、男女が安心して子どもを生み育てられる環境づくりが重要となります。このため、職場において、子育てを支援する制度が整備され、積極的に活用されるよう企業等への働きかけ等、子育てを支える職場環境づくりを行います。

(1) 仕事と子育ての両立に向けた支援

施策の概要	担当課
■子育て等で離職した女性への支援・女性が働きやすい職場環境づくり ・子育て中でも働きやすく、また、復帰しやすいよう、町内で「短く働く」等、ニーズに応じた新しい働き方を創出します。	まちづくり推進課 総務課
■仕事と家庭生活を両立するための環境整備 ・企業等において育児休業、短時間勤務など多様で柔軟な働き方が可能となる制度の紹介・啓発を行い、それらを利用しやすい職場環境を推進します。 ・地域包括ケアシステム等により、介護、子育て等を支援する体制の充実と周知を図ります。	総務課 健康福祉課
■子育て支援広報強化 ・仕事と子育ての両立を実現するための住民の理解や各種支援事業、育児休業制度など、子育てに関する理解や意識を向上する広報活動の充実に努めます。	総務課
■職場環境の整備に向けた働きかけ ・長時間労働の削減などの働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスに関する啓発や情報提供を、事業者、住民、地域に向けて行います。	総務課

(2) 男性の家事・育児参画の推進

施策の概要	担当課
■男性の意識改革 ・両親学級や子育て教室へ男性が参加できるような内容の実施や「お父さんの育児手帳」の活用により、男性の家事・育児参画に向けた理解促進を図ります。 ・学校内で乳幼児とふれあう機会を設けることで、男女が協力して家事・育児を行う大切さについて意識啓発を図ります。	健康福祉課 教育委員会
■行政・地域活動における男女共同参画の促進 ・育児や介護等の際に発生する性別による固定的役割分担を社会のムードによって再生産することのないよう既存の制度の見直し、改善を行います。	総務課

5 子どもと子育てにやさしい社会づくり

子どもを育てやすく、子育て家庭にとって暮らしやすい社会づくりを実現するために、行政機関と地域住民が一体となり、地域の中で子育てを支えることが重要となります。そのためには地域子育て支援センター等を活用して地域と子育ての結びつきをより一層強化していきます。

(1) 地域・企業・団体の連携による支援

施策の概要	担当課
■関係機関との連携強化 子育てと介護の同時に直面するなど、複合的な課題に対し包括的に支援できるよう、行政、子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、総合相談センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との相互の連携強化を図ります。	健康福祉課 みどり保育園

(2) 多様な担い手による子育て支援

施策の概要	担当課
■シニアや子育て経験者による子育て支援 多様な子育て支援活動が展開されるよう、シニアや子育て経験者を活用する「子育てサポーター制度」等を活用し、世代間交流や地域間交流の促進や、地域の様々な人材の子育て支援の参加促進を図ります。	健康福祉課
■学生による子育て支援 長期休暇等において、児童福祉に意欲のある学生と放課後児童クラブ等とのマッチングを図り、子育ての担い手として活用する取組を推進します。	健康福祉課

(3) 子どもと子育てにやさしい風土づくり

施策の概要	担当課
■子ども・子育てに配慮したまちづくり - 子育て世代が安心して居住できる町営住宅の整備、分譲宅地の整備、公園の整備や管理を行う等、安全に安心して快適に暮らせる環境づくりを行います。 - 通学など日常生活に必要な交通手段として、スクールバスや町営バス、コミュニティワゴン等の運用を行い、安心して外出できる環境整備を行います。 - 妊産婦や障害のある方等が公共施設や店舗等に設置されている身体障害者用駐車場が利用できるよう「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知と理解を促進します。	土木建築課 まちづくり推進課 健康福祉課
■気運醸成 - 児童福祉月間（5月）における取組や町で実施するイベント等において、親子のふれあいの大切さの啓発、社会全体で子どもや子育てを支える気運を高めます。 - 家族とのふれあいの機会の確保や絆を深める「家庭の日」、「トークの日」の普及・啓発を行い、各家庭での取り組みを推進します。	健康福祉課 教育委員会

(4) 子どもの安全確保

施策の概要	担当課
■事故防止 - 家庭内における子どもの事故防止について、保護者に周知・指導を行うとともに、子どもの事故に係る情報提供により事故の未然防止や再発防止に努めます。 - 保育園や学校において、事故の発生・再発防止のためのガイドラインや事故発生時の対応マニュアル等について、周知・徹底的な対応に努めます。	健康福祉課 みどり保育園 教育委員会
■子どもの交通安全を確保するための活動の推進 - 未就学児等の交通安全対策として保育園等の登園及び散歩道において危険な箇所を特定し、キッズゾーンとして指定することで、子どもが安全に登園や散歩ができるよう努めます。 - 学校、家庭、地域、関係団体等が連携した通学路の安全点検・安全マップづくりや街頭指導等、児童生徒に対する交通安全教育を行います。	総務課 教育委員会
■子どもを犯罪から守る環境の整備及び活動の推進 - 道路や公園等の公共施設に防犯カメラや防犯灯を設置する等、犯罪行為の防止に配慮した環境整備を行い、地域の見守り体制を充実します。 - 防犯の観点から通学路の点検や学校・地域・警察等と連携を図り、危険箇所や不審者情報に関する情報共有及び迅速な対応を行うとともに、防犯教室や防犯訓練等の実施により、児童生徒の安全意識・能力の向上を図ります。 - インターネットに起因する子どもの犯罪被害等を防止するため、関係機関と連携し、児童生徒や保護者への説明強化や普及啓発を行います。	教育委員会 総務課
■安心して遊ぶことができる環境の整備 - 保育園や学校、公園等の施設や遊具について、子どもが安心して安全に利用できるよう定期的に点検を行う等、環境の整備に努めます。 - 感染症の流行時期については、施設内や遊具の消毒、施設の閉鎖等、感染対策を強化します。	健康福祉課 教育委員会

6 困難を有する子どもへの支援

児童虐待や子どもの貧困など、本人の努力の及ばぬところで、子どもたちの将来が閉ざされることがないように、子どもと家庭を支援する取組が重要となっています。困難な環境にあったとしても、全ての子どもが、その未来を明るく切り開くために必要な支援を充実します。

(1) 児童虐待防止対策の推進

施策の概要	担当課
■児童虐待の発生予防・早期発見 - 子育て世代包括支援センター「おひさま」の機能強化を図り、妊産婦や乳幼児等の把握と妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・支援体制を整備するとともに、妊娠期からの虐待の発生予防・早期発見を行います。 - 地域の関係機関の連携並びに情報収集・共有を行い、町の体制の強化及び資質の向上を図ります。虐待の発生予防のため、各関係機関と連携し支援を必要とする子どもを早期に発見し適切な支援につなげます。	健康福祉課
■児童虐待防止月間の普及啓発 児童虐待防止月間中に児童クラブ等の福祉施設に児童虐待防止の掲示物を配置するなどして児童虐待防止について地域において周知を図ります。	健康福祉課

(2) 子どもの貧困対策

施策の概要	担当課
■貧困家庭の早期把握・早期支援 支援を必要とする子ども、家庭の早期把握や適切な支援の提供が進むよう、地域、保育園、学校、行政等、関係機関の連携を強化します。	健康福祉課 教育委員会 みどり保育園
■子どもの居場所の確保 子どもが安心して有意義に過ごすことができるよう、放課後子ども教室と放課後児童クラブの内容充実と連携促進を図ります。また、地域住民の参画を得て、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもの放課後の安全で健やかな居場所づくりを進めます。	健康福祉課 教育委員会

(3) ひとり親家庭への支援

施策の概要	担当課
■経済的支援 離婚によるひとり親世代等、母または父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭において、生活の安定と自立の促進に寄与するために、児童扶養手当を給付していきます。	健康福祉課
■生活支援 ひとり親家庭に対する様々な相談や生活支援策等を情報提供できる体制づくりを進めます。	健康福祉課

第8章 計画の推進

1 計画の周知

計画の基本理念に掲げた「みんなで子育て応援阿武町」を実現していくためには、地域行政はもちろんのこと、町民や子どもに関わるすべての関係機関や事業者等による主体的な取組が重要となります。そのため、本計画について、広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して、広く周知を図ります。

2 関係機関との連携・協働

子ども・子育て支援は、地域社会全体で行うという視点から、家庭、教育・保育施設、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら取組を進めます。

とくに、子どもや子育て家庭の身近な支援体制が重要であるため、民生委員・児童委員をはじめ、地域における保育士、保健師、教員等の関係者が連携を図りながら、企業、事業所、子育てを支援する各種団体等、地域組織、関係機関とのネットワークづくりを進めます。

3 計画の実施状況の点検・評価

本計画の推進にあたっては、各年度において実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以降の計画推進に反映させます。

そのため、庁内関係課が連携し、年度ごとに実施状況の把握・点検を行い、各施策・事業を総合的、計画的に進めます。さらに、子どもの保護者や事業者等で構成する「阿武町子ども・子育て会議」での意見や提案を踏まえ、次年度の事業に反映させるとともに、進捗の点検・評価を行い、実効性のある計画の進行管理と改善を行っていきます。

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 の規定に基づき阿武町子ども・子育て支援事業計画の目標の実現をめざし、要保護児童の早期発見及び当該児童への適切な支援を図るため、阿武町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査し、審議するものとする。

- (1) 阿武町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 要保護児童等の保護、支援等に関すること。
- (4) その他子ども・子育て支援の推進に関すること。

第3条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 子育て支援関係者
- (5) 事業所関係者
- (6) 警察関係者
- (7) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、民生課介護福祉係において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(阿武町次世代育成及び要保護児童支援対策地域協議会設置要綱の廃止)

2 阿武町次世代育成及び要保護児童支援対策地域協議会設置要綱(平成 17 年阿武町訓令第 9 号)は、廃止する。

別表（第3条関係）

- 福祉関係者（民生委員・児童委員、保育園、児童相談所）
- 保健医療関係者（保健推進委員、医師等）
- 学校関係者（小学校長、PTA 関係者等）
- 子育て支援関係者（母親クラブ、子ども会、女性団体等）
- 事業所関係者
- 警察関係者



阿武町子ども・子育て会議委員名簿

任期 自 平成30年8月 1日
至 令和 2年7月31日

	区 分	役 職 名	氏 名	備 考
1	福祉関係者	民生児童委員協議会長	藤 村 聖 美	
2	//	主任児童委員	末 益 小百合	
3		主任児童委員	白 松 利 恵	
4	//	保育園保護者会長	福 嶋 玲	
5	//	菟児童相談所主幹	森 重 義 孝	
6	//	保健推進連絡協議会長	田 中 洋 子	
7	学校関係者	小中PTA連絡協議会長	池 田 倫 拓	
8	//	阿武小学校長 (小学校長代表)	宮 内 辰 夫	
9	子育て支援関係者	子ども会育成連絡協議会長	高 井 一	
10	//	みどりママの会会長 (代 表)	昼 田 友 美	
11	事業所関係者	(株)ナベル山口工場長	田 中 昌 克	
12	警察関係者	奈古警察官駐在所長 (駐在所代表)	吉 屋 勝 弘	
13	人権関係者	人権擁護委員 (代表)	小 野 喜 男	
14	//	法務局菟支局長	横 山 武 美	

事 務 局 ： 健康福祉課

関係機関 ： 教育委員会・社会福祉協議会・みどり保育園

